

第 38 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第 38 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年3月26日（水）13：28～16：50

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

（1）食料の安定供給の確保に関する施策についての検証②

（基本法第18条～第20条）

（2）現行の食料自給率目標等の検証①

（3）その他

3. 平成25年度食料・農業・農村白書骨子（案）について

4. 担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づく数量単価の改正について

5. 有機農業の推進に関する基本的な方針（案）について

6. 閉 会

【配布資料一覧】

- 資料 1 食料の安定供給の確保に関する施策についての検証②
(基本法第18条～第20条)
- 資料 2 - 1 農産物の輸入に関する資料
資料 2 - 2 農産物の輸出に関する資料
資料 2 - 3 動植物防疫に関する資料
資料 2 - 4 食料安全保障に関する資料
資料 2 - 5 国際協力の推進に関する資料
- 資料 3 現行の食料自給率目標等の検証①
- 資料 4 前回の企画部会の指摘事項を踏まえた関連資料
- 資料 5 委員提出資料 (議題 2 関係)
- 資料 6 平成25年度食料・農業・農村白書骨子 (案)
- 資料 7 - 1 畑作物の直接支払交付金の数量単価の改正について
資料 7 - 2 数量単価の改正案
- 資料 8 - 1 新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」 (案) のポイント
資料 8 - 2 有機農業の推進に関する基本的な方針 (案)
- 資料 9 委員提出資料 (議題 3、5 関係)

13時28分 開会

○政策課長 定刻より若干早うございますけれども、本日ご出席の委員の先生方が全員お揃いになりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日、ご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、小泉委員、武内委員、藻谷委員、山口委員が所用によりご欠席となっております。また、市川委員は所用により15時前にはご退席の予定と伺っております。

出席委員数は14名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会は企画部会長の中嶋先生にお願いいたします。

中嶋部会長、よろしくをお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は17時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」「平成25食料・農業・農村白書骨子（案）について」「担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づく数量単価の改正について」そして「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）について」となっております。よろしくお願いいたします。

本日は長時間に及ぶ会議となりますので、途中10分程度の休憩を予定しております。

議事に入る前に、配付資料の確認、当審議会の議事の取り扱い等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの皆様方におかれましては、ここでご退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○政策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧をご覧ください。

本日の配付資料でございますが、議事次第、この配付資料一覧、企画部会委員の名簿、それから資料1から資料9までとなっております。

また、委員の皆様方の机の上には、食料・農業・農村基本法やこれまでの基本計画などの参考資料を綴じたブルーのファイルを設置させていただいております。

また、前回の企画部会において藻谷委員からご紹介がございました茶色の「日本食文化

ナビ」でございますけれども、これも配付させていただいております。これは地域の食文化を活用して地域の活性化に取り組もうとされる方に、いわゆる気づきを得ていただくための一助とするために作成した冊子でございます。この大きいほうの冊子は「ブック」と書いてございます。小さいほうはワークシートがついた「ノート」ということで、2分冊になってございまして、ワークシートのついたノートを読み込む過程で、気づきの点についてより深く理解をいただくために、ブックの内容を見ていただくという構成になってございます。

こちらにつきましては農林水産省のホームページにも掲載しておりますけれども、傍聴の方々のご希望がございましたら配付いたしますので、休憩時間なり会議終了後に受付までお申しつけください。お1人様1セットを上限に配付させていただきます。

配付資料について不足がございましたら、お近くの事務局職員までお声がけをいただければと思います。

また、会議録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入ります。

最初の「新たな食料・農業・農村基本計画について」は、項目が（1）から（3）までございます。互いに関連する内容が含まれますので、事務局からまとめて説明していただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、順次事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 先月の企画部会でお示ししましたとおり、現行基本計画における施策の検証ということで、食料・農業・農村基本法の条文ごとに検証を進めてきております。配付資料1、A3サイズの資料でございますが、これをご覧いただければと思います。

表紙にございますとおり、本日は基本法第18条の第1項、第2項、第19条、第20条ということで、農産物の輸入に関する措置、農産物の輸出に関する措置、動植物防疫、不測時における食料安全保障、国際協力の推進ということで考えております。

資料1 ページ、まず国際部から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○国際部審議官 国際部審議官の角田でございます。よろしく願いいたします。

資料の1 ページ、農産物の輸入に関する措置ということで、基本法第18条には、国内で需要を満たすことのできない農産物の安定的な輸入の確保を図るということと、国内農産物の生産との関係で、関税率の調整、輸入の制限措置、セーフガードですね——を適宜

とっていくことが規定されております。

現行の基本計画におきましては、特に輸入国としての食料供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応ということで、WTOドーハ・ラウンド農業交渉、それから経済連携協定ということでEPA、FTA、これにはTPPも含まれますけれども、それについての記述がございます。

それでは順次、講じた措置についてご説明させていただきます。

まず、安定的な輸入の確保でございますけれども、これにつきましては「情勢の変化」にもありますとおり、平成20年——2008年に世界的な食料価格の高騰という大きな変化がございました。こういったこともあって、輸入の安定化、多角化に鋭意取り組んできているところでございます。具体的には大豆、トウモロコシの輸入先の多元化に一定の成果が出ておりまして、これまではアメリカのシェアが圧倒的だったわけですが、アメリカ以外のシェア、大豆でありますとブラジル、カナダ、トウモロコシでありますとブラジルとかアルゼンチンといったところのシェアが大きくなってきているという成果が出ております。

それから、WTO交渉でございます。

平成13年——2001年にドーハ・ラウンドが立ち上がったわけですが、ご案内のとおり米国と中国、インド等の新興国の対立が非常に激しくなっておりまして、交渉は難航しております。一括合意を目指してはいたしましたが、これを一たん諦めまして、部分的な合意を目指していこうということで、昨年12月、インドネシアのバリで閣僚会議が行われましたが、そこで部分的な合意、農業分野についての一部でありますとか貿易の円滑化でありますとか、開発の問題等について合意が成立したということでございます。

また、今後の作業計画の作成についても合意がなされた状況でございます。

次に経済連携交渉、EPA、FTAでございますけれども、WTOが停滞する中にありまして、経済連携交渉の促進に、これは日本もそうですが、いろいろなところで各国が取り組んでいる状況でございます。特に、資料の「主な制度等」のところに書いてございますとおり、経済連携協定の推進について、閣議決定等々でその促進が図られているところでございます。直近では、昨年6月の日本再興戦略でFTAの比率、これはFTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合を示しておりますけれども、これを現状の19%から2018年に70%まで上げていくという目標を掲げているところでございます。

我が国は、これまで13カ国とEPAを締結しております。この中で特にアジア・太平洋

地域の自由貿易圏構想のもと、TPP、RCEP、日中韓といったマルチの交渉を進めていることと、豪州、EU等と2国間のEPAにも取り組んでいる状況でございます。

この交渉に当たりましては、農林水産業のセンシティブティを守っていく、配慮していくという基本方針で交渉しているところでございます。

また、セーフガードにつきましては、WTO協定に基づきまして、輸入急増時の関税の緊急措置を適時適切に発動している状況でございます。

こういった取組の状況を踏まえて、これまでの評価と課題でございますけれども、食料需給は今後とも逼迫していくということで、輸入依存度の高い穀物については官民の役割分担を明確化しながら、さらに輸入の安定化、多角化を進めていく必要があるのではないかとというのが1点でございます。

また、WTO交渉につきましては「多様な農業の共存」という理念のもとで、我が国の主張を最大限反映させる取組を引き続きとり続けていくことが重要ではないかと考えております。

また、経済連携交渉につきましては、重要5品目等についてこれをしっかり守っていくという衆参両院の農林水産委員会での決議もございますので、こういったものも踏まえて、農林水産業への影響、食の安全・安定供給の確保に十分配慮して臨んでいきたいと思っております。

さらには、包括的な協定でございますので、投資、サービス、知的財産といった分野につきましても、我が国の食産業の海外展開に資する取組を行ってまいりたいと考えております。

○食料産業局次長 引き続き、食料産業局次長の石田でございます。よろしく願いいたします。

2ページ、輸出の関係でございます。

規定は省略いたします。

「主な制度等」というところをざっと見ていただきたいと思います。時間がございませんので簡単にご説明します。

輸出の関係ですけれども、当初ですと平成16年、国際部に室を設置というところからスタートしてございますが、その後、官民一体の協議会等の設置、さらに右に行っていただきまして食料産業局の中に輸出促進グループを設置するといった形で、初めて産業として輸出を促進する体制を整備したところでございます。

さらにその右に閣議決定がございまして、その中で、目標を定める、あるいは戦略を定めるといったことを位置づけ、その下に国別、品目別の輸出戦略というのを平成25年8月に立ててございます。

こういった流れの中で、一番上の「情勢の変化等」のところに輸出の金額を並べてございます。リーマンショックあるいは東日本大震災等の影響で、なかなかこの5,000億円の壁を打ち破れなかったところがございますが、一番直近の5,506億円、確定数は5,505億円でございますが、ここまで達したところがございます。

この関係で、前回の部会で小林委員より、為替の影響等も分析が必要ではないかといったご指摘がございまして、すみません、資料2-2の24ページをご覧くださいますとグラフがございます。左側のグラフ、一番下には為替が80円水準から98円水準になっているという推移も出ていますけれども、右側の円グラフを見ていただきますと、通常の貿易ベースはドル建てなんですけれども、下のグラフ、食品とか農産物の世界は円建てをしているというのが一つのミソでございます。

さらに26ページをご覧くださいますと、細かくて恐縮ですけれども、右のほうの欄に数量と金額ベースの伸び率が、例えば帆立貝とかリンゴ等をご覧くださいますと、金額も当然伸びていますけれども、数量ベースでそれを上回るぐらいの伸びを示しております。ということで、私どもとしましては、為替の影響もあるだろうと思っておりますけれども、それだけによるものではないと考えてございます。

すみません、資料1にお戻りください。

「講じた措置」の下のほうでございますけれども、知的財産権、ブランド保護、そういった取組も戦略的に行っているということで、平成19年以降、ASEAN地域での保護制度の整備に向けた取組、あるいは海外における商標の監視をする、模倣品の販売状況を監視する、そういった取組も進めてございます。

一番右側でございます評価と課題の欄でございます。

輸出戦略、先ほど申しました平成25年の国別、品目別の戦略を立ててございますが、これを立てっ放しではなくて、PDCAのサイクルを回しながら確実に検証し、見直しをし、改善を加えていくという形で進めていくべきではないか。

それから2つ目、これはすみません、省略しましたけれども、原発事故に伴う輸入規制等々の障壁、輸出環境の整備がございます。これにつきましては農水省のみならず関係省庁との一層の連携、それから、その進捗状況を透明性をもって外に示していくといったこ

と。

次の○でございますが、必要な情報等のワンストップでの提供体制。これは平成25年からJETROを中心にやらせていただいていますけれども、これをさらに拡充していければといったことを考えてございます。

その次、商流の拡大に向けて、ここのポイントは、県別のフェア等々ではなくてオールジャパンの取組といったところ、それからマーケットインの発想を入れていくといったこと。ここにUSMEF、SOPEXA等、米国やフランスの輸出の振興団体がございますが、こういったものも参考にしながら、我が国におきましても品目別の輸出促進団体を育成していったらいかがかといったこと。

さらに1つ飛ばしていただきまして、先ほど述べましたような知的財産の保護について、さらなる取組の強化といったことが課題ではないかと考えてございます。

○消費・安全局審議官 消費・安全局審議官の池田でございます。

3ページをお開きいただきまして、動植物防疫でございます。

動植物の防疫は、要すれば、安全な農畜水産物の安定供給のために伝染病や病害虫から動植物の健康を守る取組でございます。

取組の内容ごとに右の欄に課題を取りまとめてございます。

まず一番上の白い丸ですが、家畜につきまして、伝染病対策として飼養衛生管理基準の遵守あるいは産業動物獣医師の確保、こういった国内対策の強化であります。

同様に、上から4番目の○ですが、植物につきましても病害虫対策といたしまして、発生予察に基づく適期の防除あるいは緊急防除、こういった国内対策の強化でございます。

続きましてお戻りいただきまして、上から2つ目の○でございます。牛につけた個体識別番号を牛肉の消費段階までリレーするという牛トレサ制度ですが、制度が現場へかなり浸透してきた、あるいはBSEが正常化したといったことを踏まえまして、効率的な監視業務の実施方法の検討といったことでございます。

3番目の○ですが、安全な畜産物を安定供給するために、生産段階で食中毒の原因となる微生物、あるいは価格物質等を管理するための農場HACCPでございます。この取組につきましましては、これを拡大していくためのインセンティブの付与、この方策の検討でございます。

5つ目以降は輸出入関係になります。

まず、5つ目の○の輸入検疫ですが、近隣諸国で悪性の伝染病が継続的に発生してござ

います。したがって、日本への侵入リスクが高まっておりまして、このために、検疫体制の増強などの水際対策の強化でございます。

その下、6つ目の○ですが、諸外国から輸入解禁の要請がございますが、こういった要請に対しましては科学的知見に基づき伝染病や病虫害の侵入の可能性を評価いたしまして、リスクに応じた適切な検疫措置を実施するというところでございます。

一方、最後の○にありますように、輸出について解禁や、あるいは検疫条件の緩和の要請をしております。現在、政府として日本再興戦略のもとで輸出に取り組んでいるわけですが、国別、品目別の輸出戦略に掲げられました重点国を中心に協議を進めていくというところでございます。

○食料安全保障課長 食料安全保障課長、太田でございます。

4ページ、不測時における食料安全保障につきまして、ご説明いたします。

基本法第2条第4項に、国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、またはひっ迫するおそれがある場合においても、国民に安定的に食料の供給の確保が図られなければならないと規定され、これを受けて、第19条で国民に対する最低限必要な食料供給の確保のために、食料の増産、流通の制限など必要な施策を講じるという規定がございます。

情勢の変化といたしましては、平成20年に国際的な食料価格の高騰がございました。期末在庫率も17%台に落ち込みました。その後、平成21年に新型インフルエンザの発生、平成23年に東日本大震災という流れになっております。

主な制度といたしましては、平成14年に不測時の食料安全保障マニュアルを策定しております。これにつきましては平成24年に、震災の教訓を生かし、局地的、短期的事態への対応を追加するということで、「緊急事態食料安全保障指針」として再編しております。

これに基づく主な措置といたしましては、緊急時の食品のサプライチェーン維持のための取組として、食品産業事業者が事業継続計画、いわゆるBCPを作成する取組を進めております。そのほか家庭備蓄の推進を行っております。

国家備蓄につきましては、米、小麦、飼料穀物につきまして、必要量を維持しております。

輸入に関する取組につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

右の欄、これまでの評価と課題でございます。

「緊急事態食料安全保障指針」につきましては、策定はされましたけれども、認知度の向上とあわせて具体的な対応手順を考える必要があるのではないかということ。食品産業

事業者のBCPにつきましては、事業者間の連携、それから施設の耐震化等の取り組みについて充実を図っていく必要があるのではないか。それから輸入につきましては、依存度の高い小麦、大豆、飼料穀物について輸入の安定化、多角化を進めていく必要があるのではないかということでございます。

さらに、一番下でございます。グローバル化の進展、食品の生産・流通過程の複雑化等を踏まえまして、生産から消費に至るまでの様々な食料供給に関するリスク、これを分析、精査して、検証していく必要があるのではないかと考えております。

○国際部審議官 資料5ページをお願いいたします。国際協力の推進でございます。

世界の食料需給安定のために国際協力を推進すると基本法第20条にございまして、現行の基本計画では、この食料安全保障に貢献していく、そのための協力を実施するということと、東アジア地域の大規模災害に備えた緊急米備蓄制度を実現していく、そして海外農業投資を促進する、この3つが掲げられているところでございます。

講じた施策の検証でございますけれども、世界的な食料安全保障強化への取組といたしまして、この間、G8、G20、FAO、APECといったさまざまな国際的な枠組みの中で、食料安全保障についての議論が闘わされておりました、一定の成果が出ているところでございます。例えばG20でありますと、農業市場情報システムができておりますし、FAOでは責任ある農業投資原則がつくられた。APECでは新潟で食料安全保障担当大臣会合を開催いたしまして、行動計画を策定したというようなことでございます。

次に、ASEANでは緊急米備蓄制度というものがASEANプラス日中韓の枠組みの中で平成24年に発足しております。地域における緊急時に対応した備蓄制度として、世界から注目を受けているところでございます。

それから、アフリカに関しましてはTICAD——アフリカ開発会議が5年ごとに開催されておりました、昨年6月に横浜で開催されました。アフリカにおける米の生産倍増計画、それから商農に対する市場志向型農業の推進といった取組を、今、進めているところでございます。

そして、こういった国際的な食料安全保障の取組を受けて、国際協力の推進を多角的に進めていこうということで、かんがいとか研究技術開発、あるいは人材育成というような技術資金協力を推進しております。

また、世界食料計画を通じて食料援助も行っているということでございます。

新しい取組といたしまして、経済協力と民間投資の連携による生産から消費に至るフー

ド・バリューチェーンの構築支援を打ち出しているところでございます。

こうした状況を踏まえて、これまでの評価と課題でございますけれども、引き続き食料安全保障の議論に積極的に参加し、貢献していくということは当然必要ではないかと考えております。また、気候変動や災害あるいは越境性の感染症といった地球的規模課題に対応するために、引き続き農林水産分野の協力を展開していく必要があるのではないかと考えております。

さらに、新しい取組でございます生産から消費に至るフード・バリューチェーンの構築、これは途上国の食糧安全保障にとってフードロスの削減という意味では非常に大きな意味もございます。我が国の技術とノウハウを有する民間企業の海外展開も含めて推進していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○食料安全保障課長 続きまして、資料3、現行の食料自給率目標等の検証①につきまして、説明させていただきます。

この検証は2回行いまして、その1回目でございます。

まず、1ページをご覧ください。食料自給率の現状でございます。

食料自給率は、国内の食料消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標です。示し方としましては、重量で計算する品目別自給率と、食料全体を共通の単位で計算する総合食料自給率の2種類あります。総合食料自給率は、供給熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向にあります。また、品目別の自給率は、米が高い水準にある一方で肉類や小麦、大豆は低い水準で推移しています。

次のページをご覧ください。

こうした食料自給率低下の背景としては、食生活の大きな変化により米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増加したこと、また、こうした消費の変化に国内の生産体制が対応できなかったことが要因としてあるのではないかと考えております。

3ページに、実際どれだけ食生活の変化が大きかったかを示しています。

イメージでございますが、米は1日5杯だったものが1日3杯、植物油は年間3本だったものが9本になっております。

4ページは、日本と諸外国の食料自給率を比較したものです。今回、生産額ベースにつきましても一定の前提を設けた上で試算いたしました。諸外国と比較しますと、カロリーベースではカナダやオーストラリアといった、農業大国でかつ人口の少ない国が上位に顔

を出しております。生産額ベースでは、こういった国に加えまして野菜や果実などの生産が多いオランダが上位に顔を出すという特徴がございます。

5 ページをご覧ください。

ここからは、基本法と基本計画における食料自給率目標の位置づけについて整理しております。

まず、基本法では、第2条に、平常時及び緊急時の食料の安定供給の確保を図ること、第15条において、基本計画で食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨として定めることが規定されております。

6 ページは、これまでの基本計画における食料自給率目標の考え方について整理いたしております。

平成12年の基本計画、17年の基本計画と現行の基本計画の該当部分を表にしております。平成12年と17年の計画では、計画期間内における実現可能性を考慮して設定したという記述がございます。一方で、現行計画は、我が国の持てる資源をすべて投入したときに初めて可能となる高い目標として設定したと記述されております。

7 ページでは、品目別自給率あるいは消費面の指針について整理しております。

平成12年、17年と現行計画では位置づけが異なっておりまして、農地面積につきましても、現行の基本計画では農地が維持される見通しを立てております。

8 ページをご覧ください。

ここでは、現行の食料自給率目標の考え方を整理しております。平成12年と17年と現行では位置づけが変わっているという説明を先ほどいたしました。平成12年、17年は生産と消費の傾向や施策の効果を踏まえた上で、各品目の生産量を設定して、これをカロリーと金額で換算いたしまして目標値を設定したという経緯がございます。一方で、現行基本計画では、平成20年以降の穀物価格の高騰などを踏まえまして、カロリーベースを50%に引き上げるように、カロリーへの寄与の高い品目を中心に生産量を設定し、生産額ベースはこの生産量に単価を乗ずるという計算をして目標を設定しましたので、目標が前計画の76から70に引き下げられたという経緯がございます。

9 ページは、特にカロリーベース50%に向けた取組ということで、生産面では小麦、大豆などの生産拡大、消費面では米の消費拡大や油脂類の摂取の抑制への取組をすることになっております。

その進捗状況につきまして、10ページから検証いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、カロリーベースの食料自給率と飼料自給率につきましては、左下の表にありますように、目標から乖離している状況でございます。要因といたしましては、生産面では米粉用米、飼料用米等が目標から大きく乖離した一方で、消費面では消費増を見込んでいた米などが予測を下回り、あるいは消費減になると見込んでいた油脂類が予想を上回ったということでございます。

生産額ベースの食料自給率につきましては、生産額への寄与か大きい牛肉、豚肉につきまして、消費と生産が見込みに沿った推移したことから堅調な状況でございます。

さらに詳しく検証するために、11ページをお開きください。

平成24年度時点の進捗度を計算するというので、表をつくっております。基準値と平成32年の目標値を結ぶ線に沿って、順調に推移しているかどうかで評価して、進捗予定値以上の生産が行われているものがA評価、進捗予定値から乖離が1.7%、すなわちこのページで生産が推移すれば平成32年度目標との乖離が5%以内におさまるものを、おおむね目標に沿っているということでB評価、5%超の乖離があるものをC評価といたしました。

評価の結果、畜産物については進捗度がおおむねA評価、最終目標との対比も95%以上でございます。一方で、耕種作物につきましてはそばを除いて進捗がC評価であり、特に米粉用米、小麦、大豆などの目標比率は50%を下回っている状況でございます。

12ページでは、消費の動向の検証のために、平成32年度の消費の予測値に対して現状の消費量がどの程度になっているかを分析しております。米と米粉用米が予測値を下回る一方で、小麦と油脂類は予測値を上回っておす。小麦につきましては、米粉に代替されて消費が減ると予測を立てていたわけですが、想定していたほどは進んでいないという状況でございます。

13ページ以降では、食料自給率目標以外の見通しや目標の進捗状況について検証しております。

13ページが農地面積でございます。農地面積につきましては、年平均約1.2万ヘクタールの減少抑制効果は見られますが、緩やかな減少傾向が続いております。

14ページが延べ作付面積でございます。表作で20万ヘクタールの拡大、裏作で71万ヘクタールまでの拡大を見込んでいましたが、各品目の作付面積が増加しなかったことから、目標から大きく乖離しております。このため、15ページのとおり、耕地利用率も目標から大きく乖離している状況でございます。

16ページが消費面でございます。現行の基本計画では、総供給熱量とたんぱく質、脂質、糖質、すなわちPFC熱量比率につきましても目標年の値を設定しておりますが、総供給熱量につきましては、人口の高齢化等により想定を上回って減少している状況でございます。

PFC熱量比率につきましても、脂質を減らすという目標に対しまして目標年よりも脂質の摂取割合が高めな状況になっております。

17ページから若干話が変わりまして、食料自給力でございます。

17ページは、食料自給力の考え方でございます。こちらは今年度の白書にも載せておりますが、食料自給力の考え方といたしましては、国内農業生産による潜在的な供給能力をあらわすものであり、構成要素として農地や農業用水等の農業資源、農業者、農業技術の3つから成ると整理されております。これは18ページにありますように、過去の農政審議会や政策文書などでも取り上げられております。

平成17年の基本計画におきましても、「国内農業の食料供給力の強化」という文言で書かれております。

19ページは、基本計画の策定とあわせまして、参考資料として、熱量効率を最大化した場合の国内農業生産による供給可能量の試算でございます。現行の基本計画におきまして、こういった試算をしております。食料自給率目標が達成された場合、平成32年に達成された場合の農地面積、農業技術水準などのもとで供給可能量を試算してございまして、約2,000キロカロリーとなっております。

今回これを平成24年度現在の農業技術水準などにより試算したところ、約1,750キロカロリーとなっております。

20ページには、国内生産のみで2,135キロカロリーを供給する場合の食事メニューを載せております。

21ページからは、食料供給に関する世論調査でございます。

前回も説明いたしましたのでポイントだけ申しますと、約8割の人が「生産額ベースの食料自給率を高めるべき」あるいは9割の人が「食料自給力を高めるための取組が必要である」という回答でございます。

以上、現行の食料自給率目標などの検証、それから食料自給力の考え方などを説明してまいりましたが、これまでの検証結果とこの検証を通じて浮き彫りになった課題につきまして、23ページに整理いたしました。

食料自給率目標につきましては、カロリーベースの食料自給率が目標から乖離しております。これは生産面では、米粉用米などが目標から大きく乖離しているためでございます。一方で生産額ベースにつきましては、畜産物の消費と生産が見込みに沿って推移しているため、堅調な状況でございます。

また、現行計画では、食料自給率目標はカロリーベースを引き上げるように各品目の生産数量目標を設定しましたので、その結果、カロリーベースが50%になる一方で、生産額ベースは70%となりました。

ここから、右の四角にありますように、現行の食料自給率目標が国内の農業生産及び食料消費に関する指針となっているかどうか、品目別の生産数量目標について施策の取組状況や効果、施策の妥当性、目標の妥当性、こういったことをしっかりと分析する必要があるのではないか整理しております。

次の箱でございます。農地面積につきましては緩やかな減少傾向が続いており、また、世論調査では8割以上の方が将来の食料供給に不安があり、9割以上の方が食料自給力を高める必要があると認識していると示されておりますので、右の四角にありますように、国民に対してわかりやすい形で食料自給力を伝える必要があるのではないかと整理しております。

一番下の箱でございます。総供給熱量が人口の高齢化等の影響によりまして想定以上に減少しておりますので、食料消費の動向につきまして、人口高齢化等の観点をさらに検証する必要があるのではないかと書いてございます。

ここで掲げた課題に即しまして、次回、品目別の掘り下げた検証を行っていきたいと考えております。

駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。

○政策課長 続きまして、資料4をご覧ください。と思えます。

資料4は、前回の企画部会の指摘事項を踏まえた関連資料ということで、人口推計についてとギャップについて取りまとめてございます。

まず、1ページをお開きください。

前回、近藤委員からご指摘をいただきました、国連の人口推計と国立社会保障人口問題研究所の推計が大きく違うのは何が原因かということでございますが、左のグラフにございますとおり、2050年現在で約1,100万人の差があるわけでございます。この差は、右下の色のついた部分にございますけれども、主に推計に用いた合計特殊出生率の仮定の置き

方に違いがあるせいだということでございます。

2 ページでございます。

16歳から64歳が生産年齢人口だとされておるわけですがけれども、農業の実態には合っていないのではないかとご指摘を香高委員からご指摘いただいたわけでございます。

基幹的農業従事者の年齢層を見ますと、2 ページ左上の棒グラフでございますけれども、70歳から74歳が一番多い。80歳から84歳でも約2割を占めてございまして、右側のグラフを見ていただきますと15歳から64歳、15歳から74歳、15歳から84歳の人口推計もそれぞれ示したところでございます。

さらに3 ページ、総人口に占める各年齢階層の推移でございまして、25歳未満、65歳以上の年齢階層の推移がわかりやすいように年齢区分を細分化して色をつけたということと、右側に、参考でございますけれども、15歳から、20歳から、25歳から、それぞれ64歳、69歳、74歳、79歳で年齢区分を細分化して、数字を掲げております。

続きまして4 ページ、GAPでございます。

我が国ではGAPを、各産地なり実施主体がその実情に応じてみずから点検項目を定めて生産活動、記録、点検、評価を行うということで、農業生産者の持続的な改善活動として推進してきております。前回、小林委員からGAPの種類が多いといったご指摘をいただいたわけでございますけれども、このように地域主体の取組であるということで、多様なGAPが存在している現状がございます。

国といたしましては、現行基本計画のもと、平成22年4月に農業生産工程管理（GAP）に関するガイドラインを作成いたしまして、取組内容が一定レベル以上になるように取り組んでおります。

前回のこの会議で藤井委員から、輸出を見据えて国際流通で認められるGAPとすべきというご指摘をいただきましたが、そのようなGAPの例といたしましては、ここにありますGLOBALG. A. P.、ヨーロッパの流通小売りの大手が主導して策定しております取引要件であります。主として欧州に輸出する場合に取引先から求められることがあります。GLOBALG. A. P.の認証の取得、それからその維持にはそれなりのコストがかかるわけございまして、輸出に向けて取引先が求めるGLOBALG. A. P.の取得を目指す生産者に対しては、その経費を支援しております。

5 ページでございます。

平成24年に行ったアンケート調査の結果でございますが、GAPの認知度は低い状況で

ございます。多くの方が、農業者がGAPに取り組むことは必要と考えておられて、その理由といたしましては、半数以上が「食品の安全性がより高まるため」と回答されています。

前回の部会で近藤委員から、GAPを導入するメリットが消費者に理解されているのかといったご指摘をいただいておりますけれども、GAPにつきまして農業者に普及するとともに、消費者の認知度の向上を図るということで、食品の安全性の向上や消費者の信頼確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料5でございます。

本日は市川委員、萬歳委員、山内委員から事前にご意見等をいただいております。資料5としてお手元にお配りしてございますので、後ほどご覧ください。

○中嶋部会長 ここまでの説明について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

すべての委員からご意見をいただきたいと思いますので、順番にご発言いただこうと思っておりますけれども、前は五十音順でございましたので、今回はその逆順にしたいと思います。

ただ、市川委員が途中退席予定と伺っておりますので、一番初めに市川委員に発言していただき、その後、山内委員から順に発言していただきたいと思います。

なお、一気にすべての委員からお話を伺うのではなく、藤井千佐子委員で一たん切りまして、そこまでにご質問があった場合、簡単に事務局からご返答いただく、こういう段取りで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○市川委員 市川でございます。

今日はしんがりを務めるはずだったのですが、最初に発言の機会を与えてくださいます、ありがとうございます。

食料の安定供給の確保に関する施策について、もう一つは自給率目標について、この2点について意見を述べたいと思います。

簡潔に述べます。意見の内容は皆さんのお手元に紙で用意させていただきましたので、そちらを読んでいただければと思います。

まず最初に、食料の安定供給の確保に関する施策です。特に輸入依存度が高いもの、小麦、大豆、飼料穀物等については、やはりこの事実を国民にもっと知らせてほしいということと、輸入の安定化、多角化を積極的に進めるための意見交換をするような取組も重要ではないかと考えております。

もう一つ、食品流通関連の認可規制、特に遺伝子組換え作物、残留農薬などについて、タイムリーに安全審査を実施して、安全か認められたものについては迅速に認可の体制がとれるようにしていただきたいと思います。

3つ目、動植物の防疫についてです。輸入検疫の国際的な調和の観点から、放射線照射処理を活用すべきではないかという提案をさせていただきたいと思います。今日は時間がないので詳細な説明は省きますけれども、放射線処理というものは国際的に認知されたものとなっております。現在、地球温暖化問題に絡めて、いわゆるオゾン層破壊物質である臭化メチルについては国際的に削減するという取組が進んでおります中で、放射線処理は、その代替技術として大きな役割が期待されている状況にあります。皆さん「食品照射」と聞くと、食品に放射線を当てる、とんでもないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、いわゆるセシウムなどに汚染された食品と、このように食品に放射線を当てるという技術とは全く別の話だということをご理解いただけたらと思っています。

この食品照射については、安全性についても、またいろいろな基準なども設けてありますし、コーデックス規格やISOなどの国際基準・規格もきちんと整備されている状況にあります。このような状況ですけれども、日本においては馬鈴薯以外の食品への照射は禁止されておりますし、海外で照射処理されたものの輸入も含めて、食品衛生法で禁止されている状況にあるということです。

最後に、食料自給力の目標等についてです。私は、現状の目標、カロリーベース50%については妥当性はないに等しいのではないかと考えております。食料自給率目標の考え方については、やはり実行可能性を見据えたものであるべきだと思います。

それから、自給率目標を定めるものとは別に、自給できない食料の確保に必要なポイントを整理したり、そのためのいろいろな作業であるとか目標、ロードマップの作成、そこらも大切なのではないかと考えております。

○山内委員 資料5の5ページをご覧ください。

意見は2つございます。

まず、第18条の農産物の輸入に関する措置に関連してでございますけれども、経済連携につきましても、非関税障壁として各国の定めている安全にかかわる政策の規制緩和を求められるといったことが言われておりますが、我が国は諸外国と食生活も違いますし、気候、環境も違いますので、国内できちんと整備されております食品のリスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションというリスクアナリシスできちんと見ていく必要がある

かと思えます。消費者にとりましては、特にこの食品の安全・安心にかかわる政策につきましては、ぜひ後退することがないよう交渉をお願いしたいと考えてございます。

2点目は、食料自給率の目標に関してです。

事務局からのご報告にもございましたように、カロリーベースの自給率は非常に重要な指標であるとは考えておりますけれども、葉物野菜のような低カロリーの農産物の国内生産を幾ら増やしても、なかなか率に反映しないということがございます。したがって、カロリーベースの自給率のみで農業の到達点を評価することは十分ではないと思えます。

生産額とか重量、品目別、飼料など多様な指標を加えて、ぜひ多角的に評価することが必要であると考えております。

また、これも提案にございましたように、農地、担い手、農業技術といった自給力をどう高めるかが重要でございまして、この持久力を図るための目標をつくっていただきたいと思えますが、そのための指標化、定期的な評価の仕組みが重要だと考えております。

○三石委員 私は、簡単に3点お話ししたいと思えます。

1つは、資料1の1ページです。

右側の「これまでの評価と課題等」の一番上に「輸入依存度が高い小麦、大豆、飼料穀物の輸入の安定的な確保を図るため、官民の役割分担を明確にしつつ、」とありますが、この「官民の役割分担」について、農林水産省では具体的にどういう形で役割分担していくべきだと考えているのでしょうか。国内ではこういうことをやる、海外ではこういうことをやるということはいろいろ説明がありましたが、具体的に、今後この役割分担についてどう考えているのかというところを、後ほどで結構ですので、もし整理されているのであれば教えていただきたいと思えます。

これは第18条第1項関係、それから最後の「不測時における食料安全保障」ともかかわりが出てきますので、この辺をしっかりと確認しておきたいと思えます。

2点目は、先ほど山内委員からもありました「自給力」という部分ですね。

法律には「食料自給率」ということが書いてありますから、恐らくこの食料自給率という言葉がすごく先に走っています。国民の多くも「食料自給率」という形で理解していると思えますが、私は、やはりまず「自給力」について、今日も資料がありますけれども、概念図がしっかりと出ていますし、もう少しわかりやすく説明しておいたほうが良いのではないかと思います。「自給率」というのはあくまでも結果である、あるいは到達すべき将来の目標であるけれども、本来は「自給力」を高めることが必要というところをしっか

りと、今後は、この後の議論になるかと思いますが、例えば白書だとか、そういったところでも出していったほうが良いのではないかと思います。

最後になりますが、細かい検証のところを見ていきますと、畜産物に関してはほぼ、それなりに出来ています。ところが、米粉だとか小麦の部分、こういったものに関しては、それなりに伸びてはいると思いますが、目標を大きく下回っています。具体的に前回つくった計画から比べ、達成度としてはかなり厳しいということであれば、それについて今後どうするのか、もしお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○松本委員 1点だけ申し上げたいと思います。

自給率あるいは自給力、どちらにも関連するのでありましようけれども、農地ですね。現行の計画予想に比べて農地の総体面積は減少が続いている。もう一つ大きな、思い出しますと、耕地利用率ですか、108%。かなりここは強く打ち出されたという印象を私は持っているんですけども、これは全然勝負にならないといえますか、そういう状況が続いているということですね。自給率、自給力、いずれにしろ農地は重要なファクターなので、しかも巷間「〇〇県に匹敵する耕作放棄地があつて」云々となるんでありますけれども、本当に将来の10年計画等を考えたときに、そこは余りほおかぶりをせずに、もう復元できないような農地はこの際、農政対象からきれいに引退させて、本当に将来的に資源として、何といたしますか、政策投入するあるいは持続させる、こういう仕分けを1度きちんとして、その上で緻密な数値を追求するべきではないか。

この点は、もう何十年にわたって計画と結果が、いつも情けない話が続いておるということでありますから、そのあたりを1度思い切ってやるべきではないか。そのための農地の位置づけをどう精査するかということだと思います。

それに関連いたしまして、今般、中間管理機構というのが各県で準備が進められているということでもありますけれども、この政策立案の過程でいろいろなご意見があつたように伺っておりまして、とりわけ中山間の、条件不利地域の将来的になかなかハンデのある農地は、基本的には新しい制度に乗りにくい、こういう意識が現場ではかなり広がっているといえますか、浸透しております。そういう面で、難しい問題でありますけれども、いささか勇気が出ないという状況もありますので、そこはこの際もう一度、思い切って積極的な、この中間管理機構がこういう地域についても、農地についても出動するといえますか、そういう国民センサスをもう一回つくり上げる、こういうことをお願いしたいと思います。

関連して1つだけ質問なんですけど、たしか4年前の農地制度の抜本改正のときに、日本

国の農地の全体総量を確保するという観点で、農林水産大臣が各県知事に一定の農地面積の状況を紹介して、将来展望から見てこれがよろしくないというなら大臣が指揮権を発動して、各県知事にいろいろな要請をするといいますか、こういうことも法定されたような記憶があるんですが、こういうところが今どういう状況になっているのか。四、五年たつんですけれども、私どもさっぱり状況がわからないので、そういうところもこの際、次回にでも資料を出していただければと思います。

○松永委員 2点、簡単な質問をさせていただきたいと思います。

1つが、第18条第1項の輸出に関する項目です。

現状、輸出額を見ると、昨年度5,500億円ということで過去最高を記録された。特にこの2年間、震災を経験したにもかかわらず1,000億円急伸しているということで、目標値の1兆円というのも現実味を帯びてきていると思うんですけれども、この2年間で輸出1,000億円という要因ですね。施策としてはどのようなところにあったとお考えなのか。

いろいろ複合的な要素があるでしょうけれども、特にこの2年間で重点的に輸出戦略として力点を置かれたこと、それから今後、そうした輸出戦略に、特に維持していきたい項目、施策はどのようなところなのかをもう一度教えていただければと思います。

2つ目の点は、不測時における食料安全保障の第19条に関するところ です。

これも具体的な対策について教えていただきたいんですけれども、特に右側にある「これまでの評価と課題等」の2点目、不測時における食品のサプライチェーンへの対応ですが、事業者間連携を今後、視野に入れていく必要があるとおっしゃいました。確かに震災でも非常に事業者間連携というものが、民間ベースでは非常に有功に機能した点はあったと思うんですけれども、今回の震災等を踏まえて、例えば災害で1つのエリアで食料供給に対して不測の事態があったとき、遠方のエリアが供給する体制を築いていくことが一つの課題になってくるかと思います。そうした広域、対象エリアが離れた場所での事業者間あるいは供給体制の連携をどのように政策として考えられているのかをお伺いしたいと思います。

それに対応して、不測時の対応であるとか緊急時のサプライチェーンというのが第19条に出てくるんですけれども、今回の震災のように、今ちょうど3年経過して復旧から復興へというときに、特に食料加工の事業者さんの産業復興という点で、第19条とはちょっとかけ離れる点かもしれませんけれども、もう少し長期のスパンで考えたときに不測時への対応、それから産業復興へつなげる視点というのは、ここではどう考えたらいいのかご教

示いただければと思います。

○藤井（雄）委員 まず、前回の私の質問に関して、資料4になりますが、GAPについて資料をいただきました。

国際競争力を担っていくために、こういう認証制度を利用してはどうかという話だったんですが、それに対してGLOBALG. A. P.をとという話だと、余り意味がないかと思っています。やはりアジアの中で日本の流通が力を持っていく、農業を含めて食品流通が力を持っていくという観点からすると、やはり日本自体での食の流通もアジアに輸出していくという観点で、そういった整備をしていく必要があるのではないか。これはヨーロッパの制度に乗っかるのは余り得策ではなくて、日本式の制度をしっかりと打ち出していくべきではないかと思っております。

それから今回の話で、第18条第2項ですが、牛トレサ法のお話がありました。これを効率的にと言われていますが、効率的にとというのは、具体的に言うと監視を緩くしていくとかそういう話なのかどうか。生産者の立場から言わせていただきますと、これは非常に、日本が有している非常にいい制度だと思いますので、今後、輸出等に向けて競争力をつけていく上で、むしろ深化させていくべきではないかと思っております。

一方で、和牛に関してですが、オーストラリア産あるいはUSA産の「WAGYU」が実際アジアの市場に出回っている。こういったものに対抗するためにも、この牛トレサ法でどこで生産されたかをきっちり打ち出していくことが有効な策なのではないかと思えます。そういう意味でも、GLOBALG. A. P.なのか何かあれですけども、そういった認証制度をしっかりとつくって行って、流通と一緒に打ち出していく。これはやはり国内でばらばらになっていると力が出てこないのので、国内のGAP等の制度をしっかりと整備するという観点が必要ではないかと思えます。

次に、食料自給率についてですが、まず第19条、「不測時における食料安全保障」とありますが、この「不測時」というのは一体どのような、不測ですから予測はできないのかもしれませんが、それにしても、どのようなケースがあるのかをしっかりと、ある程度想定できるケースがあります。隣国との戦争状態であったり異常気象であったり、エネルギーの問題であったり、ある程度大まかに想定できるケースをしっかりと挙げた上で、実際どういう対応ができるのかといったケーススタディを打ち出していく必要があるのではないかと。

現場から言っても、自給率が足りない、不測の事態にどうするんだと言われても、何も

見えてこないというのがあります。そういった意味でも、しっかりケーススタディを出していただければ対応もしやすいのかなと思います。

戦中戦後にかけての食料不足のようなことがもしあった場合、私の理解では、輸入の減少があったほかに化学肥料の不足や流通の分断、そして農村人口の減少が挙げられると思うんですが、このようなことへの対応はどのように考えられているか。流通の話は、特に震災のときに参考になるケースが出てきたかと思います。我々も、牛乳を生産しているんですが、関東や被災地に牛乳を送れないという事態が発生して、やはり流通の大切さを認識いたしました。そういうものがどのように分断されるのか、分断されないためにはどうしたらいいのかという視点が必要なのかと思います。

また、農村人口の減少によって生産が上がらなかったということがあります。やはり高齢化した農村が果たして不測の事態にどの程度対応できるのか。高齢になった方が急にやり方を変えて「今からイモをつくれ」とか言われたときにつくれるかということ、なかなか難しいのかもしれない。それは私たちにおいてもそうなんですが、今、飼料米をつくりましょうという話になったときに、飼料米の籾殻がなかなか手に入らないという事態もあります。

ですから、不測の事態になったときに何が必要でどういう対応をするのか、その間、備蓄等を使って何年もたせられるのか、イモならイモをつくったらその半年の間どうするのか、こういった例をしっかりと出さないから、いたずらに国民の不安を煽ってしまっているのではないかと思います。この調査における国民の大きな不安というのは非常に由々しき問題で、やはりそこに対応していかなければならないと農業者としても使命を感じておりますが、今、言ったような観点の整理をしていただく必要があるのではないかと思います。

○藤井（千）委員 私は、農産物の輸出関連で2点と自給率について1点、意見を述べたいと思います。

まず、農産物の輸出ですけれども、2ページの「これまでの評価と課題等」の上から3つ目に、ワンストップで提供できる体制と書いてありますが、私は、このワンストップ体制の組織をつくるべきではないかと思います。

というのは、現在は自治体でもすごく輸出に関して意欲を持って、いろいろ取り組んでいるけれども、ばらばらに取り組んでいる状況では、どうかするとお互いに足を引っ張り合ったりする可能性もありますので、やはり現在の五千何百億を1兆円、倍増、それ以上にしていこうと言うからには、例えば今のJETROのような組織の農水省版をつくり、

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ここで一たんご意見を切りまして、今までご質問があったところを中心に、事務局からお答えいただきたいと思います。

私の認識としては、松本委員、松永委員からは具体的なお質問があったと認識しておりますが、それ以外にも、例えば三石委員からも少し質問としてのご意見も出てきたと思います。ほかにも何か気づいたところがあれば、事務局からお答えをお願いします。

○食料産業局次長 輸出の関係のご質問が幾つかあったと思いますので、まとめてお答えさせていただきます。

1つは、平成25年の5,5005億円に増加した要因という話でございます。私の当初の説明の中で、為替のみならず量的なというご説明をさせていただいたと思いますけれども、もちろん円安による割安感というのものもあるかと思えます。

もう一つ、やはり日本のものに対する高い人気があって、震災で1度失った商流をもう一回取り戻して拡大できたという側面もあります。

それから、資料2-2の8ページをご覧くださいと、私どもの輸出の方向性を簡単に図で示しておりますけれども、その一番最初「原発事故への対応」のところ「START」と書いてございます。ここから始めるんだということでございますが、それをめくっていただきますと、9ページに、実際に原発事故による諸外国の輸入規制緩和に向けた努力の結果、若干の成果も出てきているということを示してございます。こういったことも含めて、2013年の増加につながっているのではないかと考えております。

それから、藤井委員からワンストップのお話があったと思います。

ワンストップについても、今の資料の16ページに「輸出のビジネスサポートをジェットロに集約」という形で示してございます。この中で、まさに委員がおっしゃった、従来個別に収集するなり提供していた情報を、右側、平成25年度からということでJETROでのワンストップサービスに着手する。さらに、左に書いてありますが、商談会等そういったものもすべてJETROに集約しながら、農林水産省版のJETROをもう一つつくるわけにはいきませんので、JETROと連携してございます。そういうことで進めさせていただいてございます。

もう一つ、和牛に絡めてお話があったと思いますけれども、知的財産に対する保護については、冒頭の横長資料の説明でも、アジアを中心とした商標の出願状況の監視とか模倣品の監視とか、そういったことをコンソーシアムを設立してやっているということござ

いますけれども、委員からご示唆いただいたパルマハムとかロックフォール、そういったものを地理的表示と称しておりますけれども、私どもも、先ほどの課題評価の紙の一番下でも触れさせてもらいましたけれども、そういったG I——地理的表示保護制度を輸出促進施策と整合する形で導入していけたらということを書かせていただいております。

○中嶋部会長 輸出に関して、この2年間で増加が非常に大きかったのではないかと、それについて効果的な方策は何だったのかというご質問があったと思いますが、それについて簡単にお答えいただけますか。

○食料産業局次長 一応今、申し上げたとおりですけれども、要するに、2年間と言いましても正確には平成23年と24年はほぼ横ばいというか、足踏みしてございました。この1年、平成25年に一気に伸びたという状況でございます。

繰り返しになりますけれども、もちろん円安の効果もあるだろうと思っておりますけれども、今、ご紹介させていただきましたように、諸外国の原発に伴う輸入規制を緩和する取組等もさせていただいたということでございます。もともと商流が、先ほど5,000億円の壁と申し上げましたけれども、もともと一定の商の流れがあった、そこにまた戻ってきたというようなこと。これは国によって若干差はございますけれども、そういった流れが出てきているのではないかと考えてございます。

○消費・安全局長 消費・安全局長の小林でございます。

ご意見、ご質問が何点かあったかと思えます。かいつまんで私どもの現在の考えを述べさせていただきます。

まず、遺伝子組換え作物あるいは農薬について、タイムリーにしっかりと認可を出すようにというご意見でありました。

これにつきましては、当然のことながら、遺伝子組換え作物については生物多様性への影響だとか安全性だとかというチェック項目がございます。農薬につきましても同様に、重要なチェック項目がございます。そういったチェック項目をしっかりとチェックできる範囲で、過去の蓄積などから合理的にスピードアップできるようなことがございましたら、今後とも逐次やっていきたいと考えているところでございます。

放射線照射につきましては、厚生労働省と食品安全委員会の案件になりますので、関係部局にしっかりと伝えたいと思えます。

それから、牛のトレーサビリティ法で効率的という意味は何かというお尋ねでございました。

今回の審議会、農政全体を洗い直すということでした。牛のトレーサビリティ法であれ他の制度であれ、やはり節目、節目でチェックをすることが重要でございます。そもそも牛トレーサビリティ法の発足の経緯としてBSEというものがございまして、現在、日本ではBSEからはクリーンになったという状況でございます。そういった中で、現在、国がかなりの人とお金を投入していますが、こういったことが今後どうあるべきかも当然検討の対象になるだろうということでございます。

具体的にどうなるかということまでは、まだ具体的なイメージは持っておりませんが、検討の素材にはなるということで、問題提起させていただいているところでございます。

それから、バランスガイドのところでございます。

独楽の絵とかあって、いろいろ工夫しているんですが、できるだけ正確にするととても複雑怪奇な難しいものになるし、わかりやすくすると非科学的だとお叱りを受けるということで、この種のガイドラインをつくろうとすると常に右往左往しているのが現状でございますが、さらにわかりやすく、かつ健康に直接役立つような手法はないか模索していきたいと思っておりますので、またご意見いただきたいと思っております。

○食料安全保障課長 まず、藤井委員からご質問がありました「緊急事態」はどのようなものを想定しているかということでございます。

緊急事態食料安全指針におきましてはレベル0、1、2と3段階に分けてまして、例えばレベル1であれば、特定の品目の供給が2割以上下がる、レベル2であれば1人1日当たりの熱量供給が2,000キロカロリーを下回るという判断基準を設けております。具体的なものといたしましては、レベル1であれば平成5年の米の不作がこれに該当しますし、レベル2であれば輸入が途絶するような事態を想定しております。それ以外にも一時的な港湾ストであるとか、そういったことをできるだけ網羅的に想定を、この指針上はしております。

それに対応しまして、例えば輸入が途絶した場合には生産転換をするといったプログラムが書いてございます。それから、平成5年の米の不作のように、2割以上供給が不足するような場合には国家備蓄を放出するといったことにはなっておりますが、例えば生産転換をするということで、先ほど飼料用米の粳が手に入らないというお話がありました。イモに生産転換をしようと思っても種イモをどうするんだというところから始まりまして、具体的なプログラムが必ずしも十分にできておりませんので、そのところを、先ほどの今後の課題のところでもシミュレーションして、具体化していく必要があるのではないかと

ということで、まとめさせていただいているところでございます。

それから自給率、自給力に関連しまして、各委員からそれぞれお話がございました。

市川委員から、輸入農産物がなければ賄えないんだということを広く国民に知らせるべきだというお話がございました。全くおっしゃるとおりでございます。自給率が低いことにつきましてはかなり浸透しておりますけれども、では、それでどうなんだといったことにつきましても広くお知らせしていく必要があるかと思っております。

同じく市川委員から、自給できないもののロードマップというお話がございました。例えばトウモロコシにつきましては自給できないということで、これはアメリカ一辺倒だった輸入先を南米やウクライナに転換する取組をここ数年、急速にやってきております。転換したウクライナでまた政情不安になったというようなこともあるわけでございますが、そのように、品目ごとにそれぞれどういうことをやっていくべきか、第18条の役割分担の中で目指していくのかなと思っております。

こちら市川委員から、自給率目標に妥当性がなく、実行可能性のあるものにすべきというご意見につきましては、今後の議論でこういうことを、今回は検証でございますので、夏以降、次期基本計画の目標をつくる際に議論していただければと思っております。

山内委員から、カロリーだけではなくて生産額など多様な指標を多角的にということにつきましても、夏以降ご議論をいただければと思います。

同じく山内委員からの、自給力について目標をわかりやすく指標化すべきだということにつきましても、どういったことができるかというのはありますが、そういった方向で議論をいただければと思っております。

三石委員から、自給力と自給率につきまして、米粉など目標達成が厳しいものをどうするかというご質問がありました。これにつきましては、次回、品目ごとにどういう政策があり、その政策がどういう有効性を持っていたのか、有効性を持っていたとすれば目標設定が適当であったのかというところも掘り下げながら資料を提出して、ご議論いただければと思っております。

藤井委員からの自給率のバランスガイドのお話につきましては、消費・安全局長からお話がありましたけれども、自給率が下がっていることを食い止めるのが、まず先ではないかというご意見がございました。

自給率につきましては、先ほどの資料で長期的に低下傾向にあると申しましたが、平成10年以降に限って見ますと、大体40%から39%の間を維持しております、これを低下傾

向と見るのか低下傾向がとどまったと見るのか、いろいろご意見があろうかと思いますが、とりあえず今のところは、いろいろな施策の効果もあり、下げ止まりなのかなとも考えられるところでございます。

○中嶋部会長 松永委員から、問題が起こったときに地理的に離れた事業者間などでどのように連携するか、その方策について何かお考えがあるかご質問があったように思うんですが、それについては何か。

○食料安全保障課長 恐縮でございます。

松永委員のサプライチェーンのご質問でございます。

食品関連事業者の事業継続計画——BCPにつきましては、新型インフルエンザが発生したときに、かなりの食品事業者、中小企業だとなかなか進まないんですけれども、ある程度、企業ごとのBCPはでき上がってきたなというところがあります。ただ、それは新型インフルエンザの発生に端を発したものであり、その後、震災がありましたので、そういった自然災害にも適応できるようにチェーンナップがなされていると思うんですが、食品というのは流れていきますので、事業者間の連携がなければいざというときにBCP同士を連結させることが難しいということで、事業者間のBCPの協定という取組を進めてきておるところでございます。

ただ、それがなかなか進んでおりませんので、先ほどの課題にありますように、もっと普及していく必要があるのではないかと位置づけました。

遠方ということでございますけれども、食品の流通は既に相当遠方に物を運ぶのが一般的でございますので、BCPを協定で連結する取組を進めていけば、遠方であってもうまく機能する方向に持っていけるのではないかと考えております。

それから、産業復興とこういったサプライチェーンの事業継続計画をつなげる視点も重要だといったご意見があったかと思えます。

今回の震災で、サプライチェーンの重要性がかなり食品関連事業者の中で広がってきておりますので、その復興に当たって、そういうものも考慮した上で復興していく観点があるのかなとは思いますが、いただいたご意見、それほど深く突き詰めているわけではございませんので、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

○中嶋部会長 松本委員から農地の問題についてご質問があったと思えますが。

○農村振興局次長 農村振興局です。

松本委員ご指摘のとおり、平成21年度の農業振興地域の整備に関する法律の改正により

まして、優良農地の確保を図るため、国は基本指針において、都道府県は基本方針にその目標を明記し、それを毎年公表する、その目標の達成が芳しくないときには国は都道府県に対して是正を要求するという仕組みが導入されたところでございます。

その一方で、この目標面積につきましては農用地域の中の農地面積を規定しているわけですが、平成21年度に407万ヘクタールあったものが今現在、若干横ばいの406万ヘクタールとなっております。これについては目標を若干下回っている状況にはございますが、このような状況でございまして、国が都道府県に対して是正要求を発動するというか、そういうことをしたことはございません。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

まだ積み残しがあるかもしれませんが、かなり時間もたっておりますので、また委員の皆様からご意見を伺うことにしたいと思います。

○萬歳委員 意見として資料を提出しておりますけれども、口頭で二、三点お願いしとうございます。

まず1点は、注文するという事で申し上げます。

まさに今、TPP交渉が本格化しております状況にございます。そういう中でEPAが、日豪も明日あたりからいろいろな変化があるようでありまして、その課題の書きぶりが弱いのではないかと感じております。

1ページにありますように「農林水産業への影響や食の安全・安定供給の確保等に十分配慮して」と、「配慮」という言葉を使っておられますが、今、林農林水産大臣は国会答弁におきましても、国会決議を遵守する、そういう思いの中で答弁されておられて、まさにそれが政府の基本的な方針だと私は受けとめております。そういう面からして、この「配慮」という言葉につきましては弱いのではないかと感じております。この点、角田さんがつくられたかどうかわかりませんが、後ほど所見を伺いたいと思います。

次に、海外におけるフード・バリューチェーンの関係であります。まさに海外展開としてフード・バリューチェーンの構築は大事かなという思いであります。途上国支援につきましても、日本としても役割を果たしていくことは大いに考えられます。ただ、内容によっては逆輸入もこれありということで、慎重に対応してほしいな、そんな思いでありますので、これもひとつ検討をお願い申し上げたいと思います。

我々協同組合としてもいろいろな、東南アジアなりアフリカなり、八王子にIDACA——アジア農業協同組合振興機関がございまして、毎年のように相当数の皆さんが来ら

れて、現地研修なりいろいろな勉強をされて帰っておられます。もう相当数の卒業生を持って、各国で幹部として活動されている実態がありますが、そういう面も踏まえて、この際は、価値の連鎖ということでしょうけれども、反面、逆輸入もこれありですので慎重に対応願いたいという思いであります。

もう一点、自給率低下の検証であります。

国内の生産体制が対応できなかったことが大きな要因だと整理されております。まさに生産段階に責任が転嫁されておるような書きぶりではありますが、これはいろいろな農業政策があるわけです。農水省が中心となって政策展開、施策展開したはずでありますし、当然農業経営の視点からの分析も必要であろうかと思えます。経営体としての視点。当然食生活の変化もあります。また輸入という国際関係のこともありますから、単に生産体制で対応できなかった、自給率が低下した、この一面だけではなくて、今、申し上げたような観点からも検証していただきたいという思いでございます。

そして当然自給率の向上、まさにそうありますが、自給力、「力」の向上。これはまさに農業生産の拡大ということになるわけであります。このたびの新農政の大きな柱になる目標でありますし、国民、農業者が共通の目標として、わかりやすい形で明確に自給力を、農業資源なり担い手なり農業技術ということを書かれておりますが、わかりやすく打ち出す必要があろうかと思えます。先ほど平成5年の凶作、作況が74、恐らく今、備蓄米が100万トンありますが、それ以上の輸入をした経緯があろうかと思えます。まさに自給力というのは非常時の供給力であります。もう少しわかりやすい観点から、農地はどれほど必要なのか、あるいは農業者、担い手はどういう形で確保すべきかという観点から、ひとつきちんとした目標を打ち立てるべきだというのが自給力に対する私の考え方です。

そういう面につきまして、ひとつ私の意見として申し上げておきます。

我々JAグループ、近々に自己改革プランを発表いたしますので、その件につきまして皆さんからいろいろご意見をいただければ幸いです。今、組織協議中ではありますが、そういう機会がいただければと思っております。

○生源寺委員 まず、食料の安定供給の確保に関する施策についてですけれども、2つだけ申し上げたいと思えます。

1つは、以前から使われている表現で「輸出国、輸入国の権利・義務のバランスのとれた貿易ルール」ということ。

一般論あるいは抽象的な表現としてはこういうことになるのかもしれませんが、今日もご説明ありましたように、2007年、2008年の価格高騰、また、それ以降もまた高騰があったわけですが、こういう中で、絶対的な必需品である食料に関しては、一番極端な場合には、輸出する側が輸出禁止をとるようなことも起こり得るわけですね。これは私は、実質的には国際社会が容認していると判断しているわけでありまして、そうなりますと輸入する側にとってどうかということは、かなり深刻な問題として提起されているように思います。

ですから、ある意味では食料市場の、これは穀物だけではなく他の品目もそうですけれども、潮目が変わったところもありますので、その状況のもとでの食料の確保あるいは食料安全保障のあり方、あるいはそのための政策のあり方について、ある意味では国際的な発信も強めていく必要があるかなと。

その文脈で言いますと、去年の終わりに中国も食料の自給政策を転換したわけですが、やはりアジアの国々で、特に東アジア、それから今後、東南アジア、もう少し長期的には南アジアということにもなるかもしれませんが、モンsoonアジアは比較的日本と状況が似ている、農業の状況あるいは食生活の変化のパターンが似ているようなところで、日本とかなり似た状況になっている、あるいはなりつつあると思うんですね。その辺のデータ等もきちんと把握した上で、アジアの国々、共通の問題を抱えるような国々との連携も必要ではないかと思えます。

もう一つ、今の国際的なコンテキストということで私、前からときどき書いたりしているんですが、「食料安全保障」という言葉が非常に気になります。日本の場合、先ほど来の「不測の事態」という場合はまさに我々が「食料安全保障」という言葉で頭の中に描き出すような、そういう緊急事態を連想するわけでありまして、もともとの「フードセキュリティ」という言葉自体、多くは途上国の貧困層の問題であるわけですね。実は白書の中にも「国際的な食料安全保障」という言葉が出てきますけれども、これは多分、外務省だったかと思うんですが、もともと政府が「フードセキュリティ」をそう訳してしまって、それが定着していると私は記憶しているんですが、少なくともFAOの最新の「フードセキュリティ」の定義なりをきちんと踏まえた上で、その特殊なケースとといいますか、あるいは先進国のケースとしての食料安全保障があるというあたりの理解をきちんと共有しておく必要があるだろう、こう思います。

2番目の、現行の食料自給率の目標についての検証でありますけれども、先ほどの資料

の23ページだったでしょうか、総括ということで、現時点での検証ということで、事務局としてはかなり踏み込んだことが書かれているかと思っております。これは初回ですので、次回以降さらに深めていくということをお願いしたいと思いますけれども、率直に申し上げまして、現行基本計画の目標の設定は、今日もお話ありましたけれども、50%の目標ありきで、それに合うように各品目の数字ができていかなと思えました。

もともと自給率の目標は、この資料にもありますけれども、農業生産あるいは食料消費の指針として関係者のいろいろな取組を喚起する役割があるかと思っておりますので、やはり分母の食べ方についての現状あるいはトレンド、あるいはトレンドがおかしい方向に行っているとすればそれをいい方向に直すということ、それから分母・分子の、分子が農業生産であればそれをどれほど伸ばすことが可能なのか、国内でできないものは国内生産ではない形でという話がありましたけれども、そういったことも含めてきちんと検討する。

かつ、そういったことを進める場合の施策、政策、あるいはその政策に投入される資源、これが合理的で妥当なものであるかどうか、やはりチェックする必要があるだろうと思っておりますけれども、残念ながら、現行のものについては持てる資源をすべて動員するという、ある意味で物すごいことが書かれているわけでありましてけれども、目標として、果たしてこういう表現が妥当かどうかは私も疑問に思っております。

そういう意味では品目ごとの積み上げで、もちろん最後はある切りのいいところに丸めるということがあるかもしれませんが、本来の形に戻ること考えてみてはどうかというのが、今日ご説明いただいた上での感想であります。

あと、今回は品目別の検証ということで、先ほど目標の設定が適切であったかどうかも見るといってお話がありましたけれども、例えば畜産物について、生産のほうについてはほとんどがA評価ですよね。これは私の推測ですが、畜産物、特に中小家畜の場合には餌の関係がありますので、生産が増えればむしろカロリーベースの自給が下がる方向に貢献する話になりますよね。ひょっとすると、その辺を考慮してそういう目標を立てたのかなという感じが私はしています。本当かどうかわかりませんが。

そういう意味でも、5割ありきでその後いろいろ合わせるというやり方は、法定されている自給率目標と精神とは、やはり少し違うと思います。

○近藤委員 法律第18条、ページで言うと1ページに該当しますが、国際的な食料需給の動向をどのような形で把握されているかを、まず伺いしておきたいと思っております。

中国人が1人1日1個の卵を食べると世界の食料の、特に穀物の需給バランスは一気に

崩れるわけですがけれども、現状の認識は甘くないのかということが少し気になると思います。日本は安定的に食料の輸入が続けられるのかが食料自給率を語るときの前提になると思いますので、そのことをもう少し突っ込んで検証しておく必要があるのではないかと思います。そういったことが国民の皆さんに本当に十分伝わっているのかどうか、そのことも踏まえて検証する必要があるのではないかと思います。

2点目は、5ページに途上国支援を通じた食料調達という項目がありますが、この実態ですね。どこの国にどういう支援をなされているのか、そのことが安定的な食料輸入という意味で本当に機能しているのかどうか、後日でも結構ですのでここを教えてくださいとお願いします。

3点目は輸出についてですが、現在の状況を見ますと輸出の主体が、輸出業者の支援を通してやるわけですがけれども、輸出の目的を考えると、農業者の経営に役立つ戦略として組み立てられていないのではないかと。輸出が増えても農業者の所得が伸びなければ国内農業の発展にはつながっていかないのではないかとという危惧を持っています。

あとは、知的財産の保護にさらっと触れられていますが、このことは絶対に重要なことだと思っております。具体的に、例えば中国における日本の農産物の知的財産はどのように守ろうとされているのか、具体的に現状を十分だと考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

これと絡めた話ですがけれども、地理的表示の検討あるいは法制化を早急に踏み込んでやらないと、私よく中国に行って見えていますけれども、とんでもなく日本の知的財産なるものが蹂躪されているというか、目茶苦茶であります。ぜひここは真剣に検討をお願いしたいと思います。

また、後で出てくるかもしれませんが、検疫ですね。私は現場で農業をやっておりますが、最近とみに外来の、難防除の害虫、それから多分餌に紛れ込んでくる雑草ですね、これの繁殖が非常にひどい。名前がわからないような、国内の植物図鑑を見ても出てこないような雑草が非常にはびこって、現場では非常に苦労しています。やはり防疫体制が十分ではないのではないかと思いますので、ぜひ検証、検討をお願いしたいと思います。

○小林委員 2点申し上げます。

まず輸出ですがけれども、5,500億円になったということは非常に喜ばしいと思います。少なくとも国際市場で戦えつつあるというのが、少なくともその産業自体が強くなっているということと直結するかどうかはわかりませんが、それは為替の恩恵もあり、いろいろ

なことがあるんですけども、少なくとも2割増えているということは非常にすばらしいと思います。

ただ、どうして増えたんだろうということだけは、やはりきちっと分析しておく必要があるだろう。逆に言いますと、成功事例集というんでしょうか、何かそういうものをみんなシェアして、特に農業関連の事業者が頭を使って、あるいは人のものを参考にしてどんどんやっていくというのは非常にいいのではないかという気がいたします。

そういう観点で、我々はよく海外に行っているいろいろなところを見ているんですけども、よく感じますのは、やはり日本のブランドイメージは、これからもっと大事にする必要があるのではないか。その1つは、当然のことながら安全・安心であり、味覚であり、健康であり、最後に多分これからは価格ということと言わなければいけないだと思いますけれども、どうすればこれが1兆円になり2兆円になるんだという道筋を、この機会にきちっと足元を固めていく必要があるのではないか。そして、それに沿った施策をどんどん打っていく必要がある、そんな感じがいたします。

そういう中で、我々がいつも心配しておりますのは風評被害とか、本当に「なぜそんなことを言っているんだろう」という会話が結構ございますので、皆さんを初めともかく、国内に対してもそうだと思いますが、内外にきちっと理解をさせることは国を挙げてやらなければいけないと思いますし、そういう意味では、例えば駐在員にハンドブックを与えて「こう言え」とか、もう何でもいいと思いますので、地道な活動をしながらやれば輸出はどんどん増えていくかなという感じがいたします。

もう一つは自給率ですが、やはり何かもう一つよくわからないなという感じがします。もちろんカロリーベースで4割、これを5割にするんだ、あるいは生産額ベースで7割、この数字は数字でいいんですけども、現状は、特にカロリーベースではかなり離れたところで動いているわけですね。では平成32年に本当にできるんだろうか、皆さんどのようになっているかわかりませんが、かなりしんどいんだろうなということは、もうはっきり見えますよね。

そういう観点で、やはりこの機会に、例えば社会の変化はどうなっているんだ、国民の嗜好はどう変わっているんだ、これは次回からのテーマになるんでしょうけれども、それに加えて、やはり自由貿易協定という流れは日本が貿易立国でやってきた国である以上、絶対に避けられませんから、そういう意味では国際分業という観点で、日本は本当に何を残さなくてはいけないんだということを含めて、こういう機会に総合的にレビューしてお

く必要があるのではないかと思います。

○香高委員 感想も含めて幾つか申し上げたいと思います。

まず、食品の輸出の取組ですけれども、平成23年に食料産業局ができて本格的に取り組み始めたと、先ほどご説明がありましたけれども、関係者で、この日本の取組がまず遅いことを強く認識した上で、スピードアップするような方向で動いていただければと思います。

例えばワンストップの組織をつくるのは大賛成ですけれども、お題目だけ掲げていてもなかなか前に進まないと思いますので、早急に工程表の作成等、具体的に、より実現可能なアイデアを推進するような形で進めていけば、より輸出が振興できるのではないかと考えます。

それから、不測の事態の対応マニュアルですけれども、これについては藤井雄一郎委員がおっしゃったように、不測の事態とはどういったもので、どういうパターンが考えられるのかを具体的に、主に都市住民を中心に、浸透するような形の普及活動が非常に重要なのかなと考えております。

ただ、その場合に注意しなければいけないのは、日本人というのは不安心理が煽られるとパニック的に動く傾向が強いものですから、過度に危機を煽るようなやり方デハ鳴く、実際には米の備蓄はこんなにあるんですよ、何日間は大丈夫ですよといった安心感もあわせて適切に伝えるようなやり方も1つかなと。

それから、もう十分始まっているのかもしれませんが、学校教育の中で、不測の事態に日本はどう対応していくのかといったことを教える機会を設けるような取組も進めていくということで、長い目での認知度のアップが必要ではないかと思います。

自給率に関してですけれども、私も、今のカロリーベースだけがひとり歩きしている事態には大変疑問を持っておりまして、あわせて生産額ベース、それから自給力の試算というものを広く広める必要があるのではないかと思います。

自給力の試算は非常に興味深いと思っていますが、その際に、潜在的な自給力という考え方を取り入れてはどうかと思います。今現在の自給力だけではなくて、例えば、仮に耕作放棄地を全部耕した場合どうか、あるいは耕作放棄地からさらに山野になってしまったようなものも含めて耕した場合にはどうか等、幾つかのパターンを示して世に問いただすことも重要なのではないかと思います。

その場合、例えば1年とか2年とか非常に短期で農地に戻る面積はどのくらいで、それ

をする場合にはどのぐらいの技術をどういう形で維持していくことが重要なのかといった非常に詳細な分析もあわせて投げかけることによって、日本が自給力をどういう形で維持していくべきかが見えてくるのではないかと思います。

それから、自給率に関してですけれども、こちらで生産数量目標の進捗状況というABC評価を出されています。確かにもともとの設定が50%の自給率、カロリーベースありき、それから農地維持ありきということが原因だった可能性もあるかと思いますが、現在これは検証の場ということで、Cがこれほどたくさん並んでいる現状を非常に重く受けとめるべきではないかと思っています。

多分その中の幾つかには、そもそも実際の需要と乖離した問題設定があったのではないかと思いますので、今後、改めて自給率を考えていく上では、現状の国民の食に対する生活パターンを改めて精査することも必要なのではないかと思います。1人当たりの食事の内容を見極めるのは非常に難しい話だと思いますけれども、自給率のところによく出てくる1人1日3杯のご飯を食べますというのも、本当に皆さん3杯食べているのかなと疑問に思う部分もあつたりしますので、その辺をもう一度、現代の食生活に合わせて考え直すことも必要かと思っています。

もう一つ、人口統計ですけれども、先だって私の要請に基づいて詳細なものを出していただいて、ありがとうございます。非常によくわかりました。いずれにしても、年齢構成をどこで区切っても、2050年には3割から4割労働人口が減ることが非常によくわかりました。これは由々しき問題だと考えています。

もう一つ、農業に関してそれよりもっと深刻なのは、考え基幹的農業従事者の人口のところ、70歳以上の方が非常に多いことはざっくりわかっておりましたけれども、80歳を超えた方々が1割を占めるというのは、もうすぐそこに大変大きな波がやってくるのがよくわかりました。

一般的に言われている労働人口の減少だけではなくて、先ほど資料の2ページにありますように、基幹的労働従事者の労働人口が今後、一体どのように推移していくと見込めるのかというあたりも、また近いうちに予測値をお示しいただけると、農業の抱えている現状がよりくっきり見えてくるのではないかと思います。

○伊藤委員　しんがりですので、もう材料は出尽くしたみたいですが、簡潔に3点述べさせてもらいます。

まず1つは、輸入に関する措置あるいは食料自給率にもかかわる部分だと思いますけれ

ども、食料の安全保障に関しては、冒頭、市川委員もおっしゃっていましたが、本
当にまだまだ意識が低いのかなと思います。

せんだってある財界——政界の方も官界の方も一部いらした200人ぐらいの会議の中で、
主催者が、ダボス会議等世界の重要課題みたいなものを踏まえて15項目の課題を挙げて、
皆さんどれが大事だと思いますかと問われた中で、食料の安全保障は下から2番目でした。
そういう方たちでもそのような問題意識だということは、一般の国民、私どもを含めて、
低いのかなと思います。

我々小売業においても、日本のマーケットがシュリンクしていくので海外に行くんだと
かいう話になってしまっていますから、日本にいとマーケットがシュリンクしていく、
食料も余っているというような意識の方が多いのですから、なぜこういった問題が必要な
かをきちっと知らしめていくことが非常に重要だと思います。

輸出に関する措置に関しては、マーケットインでやっていかれるのは非常に結構なこと
だと感じます。ただ、そのターゲットマーケットがどこなのかということを確認にしてい
ったほうが良いと思います。それによって、ターゲットによってオールジャパンでいくべ
き国もありましょうが、例えば台湾などだったらもう十分に日本のことをわかっているか
ら、〇〇県産のほうがいいんだとかいうのはあります。そのように、ターゲットをどこに
するのかは非常に大事かと思えます。

それから動植物防疫、あるいは食料安全保障に関してですけれども、ここに挙げられて
いる施策、措置はどれも大事で、どんどん進めていただければと思いますけれども、一た
び事件、事故が起こると日本人は、先ほど香高委員もおっしゃっていましたが、パ
ニック的になるということがあります。そのときに、やはりマスメディアの責任というの
は非常に大きいと思いますし、マスメディアに対する情報の統制——と言うとちょっと
語弊があるかと思いますが、きちっとした情報発信と、正しい情報を提供してもら
うような努力は非常に大事かと思えます。

私ども小売業も、そういったことを煽るようなことは慎まなければいけないと考えてい
ますけれども、一般論として、よく当事者は「自分たちはこう発信した」「こう言った」
ということで終わってしまうことが多いんですけれども、それがどのように伝わっている
のか、あるいはどう受けとめられたのかを考えていくことが大事で、これは農業の問題、
こういった安全保障だけの問題ではないかもしれませんが、マスメディアに対する
働きかけはきちっとしていくことが必要かと思えます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これで委員全員のご意見をちょうだいしました。当初の予定では30分ごろまでに議論も終えようと考えていたんですが、ご質問を含めたご意見等もありましたので、また少し、事務局から5分から10分ぐらいでご回答をいただければと思います。

○食料産業局次長 輸出関係の質問が多いので、少しまとめてお答えさせていただければと思います。

1つ目、業者だけではなくて農業者等の支援という趣旨でのおっしゃり方だと思えますけれども、まず基本的な考え方として、世界の市場が急激に膨張している中で、それを食品産業がとっていき、あるいは輸出を通じてとっていき、国内にも確実にそれが裨益していく、一次産業にもつながっていくという考え方がまず根本にあります。

その上で、先ほど出てございますけれども、国別、品目別の輸出戦略の中でも牛肉とか青果物とか、加工品だけではございません、そういった生産者に一番近いものも当然重点品目に掲げてございまして、生産者あるいは生産者団体の方々も支援の対象としてやらせていただいております。

それから、課題のところでも触れさせていただきましたけれども、アメリカやフランスの品目別の輸出振興の団体のようなものを参考にしながら考えていきたいと思っております。これはもう来年度からすぐに始めたいと思っておりますけれども、そこにも当然生産者あるいは団体の方に参画していただきながら進めていきたいと思っております。

2つ目の中国の関係、知的財産権等の関係のご指摘をいただきました。

現在も、ここにも示しました、植物の品種の関係などでもUPOVという条約がございます。これにも中国に対して働きかけを行うとか、ご紹介しましたように商標登録を監視する、それから、そういったものが我が国内に入ってくる際に水際で差し止めに税関と連携して対応するとか、それから品種保護のGメンと称してございますけれども、産地のご相談にいろいろ対応する、そういった体制を引き続き、さらに強化していきたいと考えてございます。

それからG Iの法制度化につきましては、現在、鋭意進めてございます。できれば国会に提出したいという思いで進めているところでございます。

それから成功事例集というのは、すみません、私どももここ毎年度、輸出の取組の事例集を、今、私が手元に持っていますけれども、こういったものを毎年更新しながら、関係

者にも皆様に提供しながら進めさせていただいてございます。

それから日本のブランドを大切にということで、これも最初の説明資料にありますが、それぞれの県別の対応ではなくてオールジャパンということで、日本のブランドをまさに大事にしながら進めさせていただきたいと考えてございまして、現地の駐在の方々も連絡協議会みたいところに組織化しながら、ご協力もいただきながら進めてございます。

それから、スピード感がないというご指摘はもうそのとおりでございますので、JETROに一括してお願いするということも、平成25年度から既に対応させていただいてございます。それから、恐縮ですけれども、こういう横長の資料を出してございまして、これはまさに輸出環境整備で当面取り組むべき課題を160ほど列挙してございます。国別・品目別に出してございまして、この中で当面これをやろうという重点化、優先順位を、引き続き関係者とコミュニケーションをとりながら進めていくという工程表的なものを進めて、やらせていただいております。

○食料安全保障課長 自給率関係と食料安全保障関係で幾つかありましたので、簡単に説明させていただきます。

萬歳委員からございました、生産者だけの要因ではないのではないかということにつきましては、次回以降、品目別に、施策の有効性も含めて検証していきたいと思っております。

生源寺委員からございました食料安全保障の件でございます。

もともと「フードセキュリティ」が途上国の飢餓の概念であったというのは、おっしゃるとおりだと思いますが、輸入国である日本におきましても、輸入が不安定になるというリスクを抱えておりますので、日本のような輸入国における食料安全保障が重要であるということは、何といたしましょうか、重要ではないかということをお日本が国際機関において提唱しているところではございまして、その辺は、日本のオリジナルな考え方ではないかとは思いますが、近隣の韓国や中国が日本と同じような構造になりつつありますので、そういった国とも連携しながら、リスクがあることは間違いありませんので、そういうものも含めたものが食料安全保障であるということを発信していくべきなのかなと思います。

それから、中小家畜が増えると自給率が下がるというご指摘がございました。単純に申しまして、カロリーの自給率は40%でございますので、品目別に40より上のもののシェアが伸びれば自給率は上がりますし、下のものが増えれば自給率は下がることになる。いろいろな仮定を置いて単純に申しますとそういうことになりますので、中小家畜の場合は40

よりも低いものですので、中小家畜のシェアが伸びれば自給率が下がるという面は、一定の前提はありますけれども、多々あるのではないかと思います。

それから、近藤委員からご質問がありました、国際的な食料需給の動向をどう把握しているかということでございます。

シカゴに国際的な主要穀物の相場が立っておりますので、USDAや民間の調査機関が数多くの情報を発信しております。農林水産省はその状況を把握した上で、定期的に世界食料需給レポートを発信しております。ただ、まだまだ国民に伝わっていない面も多々ありますので、広め方につきましてはさらに検討していきたいと思っております。

それから、香高委員のご意見で、潜在的な食料自給力というご指摘がございました。

今回の資料に載せました、平成32年の技術水準と農地で大体2,000キロカロリーの供給が可能という試算は、耕作放棄地が復元されるというのは入っておりません。入っておりませんが、そういった観点も加味しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから、生源寺委員と香高委員から、分母のほうですね、需要の今後のパターン——というのは食生活のパターンであったり高齢化、人口減少ということもあろうかと思っておりますが、そういうものも踏まえながら、今後の食料自給率の目標設定の前提となる需要につきましても詳しく精査していきたいと思っております。

○国際部審議官 萬歳会長からご指摘がありましたTPP交渉の記述ぶりでございますけれども、EPA交渉を今8つ行っておりますけれども、現在すべて交渉中でございますので、この資料の整理としては、一応共通のスタンスでまとめていこうと。余り特出しでTPPという形にはしないほうがいいのではないかとといった考え方で整理したところでございます。

ここに書いてありますような、経済連携については農林水産業への影響等に十分配慮して交渉に臨む必要、これは大臣もいろいろなところで申し上げているとおりでございますので、それを引用しております。もちろんご指摘のとおり、TPPに関しては国会、農林水産委員会の決議を踏まえてしっかり交渉するというところについては、全く揺るぎはございません。

それから、フード・バリューチェーンについてでございますけれども、生産から消費に至るさまざまな局面で、そこの連結をよくしていく、それによってフードロスを減らして、ひいては食料安全保障の向上につなげていこうということで、特に途上国でそういう問題

が深刻でございますので、そういったところに着目して、かつ日本のすぐれた技術なりノウハウを海外に展開していくといったことから取り組んでいきたいと思っております。

もちろんご指摘のとおり、いわゆるブーメラン効果については十分留意して進めていきたいと思っております。

それから、生源寺委員からご指摘のありました輸出・輸入のバランスについてでございますけれども、これは確かに2008年の食料価格の高騰以来、非常に深刻な問題になってきておりまして、それは以前と状況が全く変わったということでございます。したがって、我が国もスイスと連携いたしまして、今、WTOのモダリティ案に共同提案を行っておりまして、輸出規制の規律を強化するような仕組みを提案しているところでございます。それ以外のいろいろなEPA交渉におきましても、輸出規制の規律の強化は十分念頭に置いて、さまざまな面で我が国の立場の主張をしている状況でございます。

それから、東アジア、モンsoonアジア全体での連携を強化すべしというご意見でございます。

これにつきましては従来からASEAN+3——日中韓というところで毎年大臣会合の枠組みがございますので、こういったところでいろいろな連携を強化し、食料安全保障の観点からはAPTEERという米の備蓄もできましたし、また、AFSISという情報整備もこの枠組みで進めているところでございます。

それから、近藤委員から途上国支援の実態についてというお話がございました。これはまた資料を整理したいと思っておりますけれども、基本的にはアフリカ、それからアジアでも特にまだ開発の進んでいない、例えばミャンマーでありますとかカンボジア、ラオスといったところを重点的に、今、支援している状況でございます。

また、食料輸入の安定強化という観点から、海外投資の促進ということでさまざまな調査等を行って、それを民間にも提供して、安定輸入の増強に努めるといったことを行っているところでございます。

○中嶋部会長 まだお答えいただいている部分もあるかと思いますが、お時間ですので、事務局よりのご回答はこのぐらいにさせていただきたいと思っております。

大変貴重なご意見、ご質問をちょうだいいたしました。本日は資料4という形で前回の宿題を返していただいたところでございますけれども、ご質問、ご意見を精査した上で、必要に応じて次回の企画部会の中でお答えさせていただきたいと思っております。

それから、皆様かなりお時間を守って発言していただいたために、十分にご意見、ご質

問ができなかったとお考えの委員もいらっしゃると思います。後日で結構ですので、文書もしくはメールにて事務局にお送りいただければと思います。いただいたご意見については、また今後の企画部会において紹介させていただきます。

次回、第4回の企画部会では、先ほどもお話がありましたが、品目ごとの生産数量目標等の食料自給率についてのご議論がもう一度ありますので、またそのときにご発言いただければと思います。

以上をもちまして議題2を終了させていただきます。

ここで休憩したいと思います。大変短い休憩になりますが、50分頃に再開させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

午後3時46分 休憩

午後3時53分 再開

○中嶋部会長 議事を再開いたします。

議題3、平成25年度食料・農業・農村白書骨子（案）について、事務局からご説明をお願いします。

○政策課情報分析室長 政策課情報分析室の八百屋と申します。私から、白書の骨子案について説明させていただきます。

資料6「食料・農業・農村白書骨子（案）」でございます。

白書につきましては、1月28日の企画部会におきまして構成案という形で目次のようなものをご説明させていただきました。

今回は、これに肉付けしまして骨子案を作成いたしましたのでご説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。

構成案の際と1点変更がございますのは、トピックスの順番でございます。構成案におきましては、最初に農林水産業・地域の活力創造プランの策定、2番目に日本食文化の保護・継承としておりましたけれども、読者の関心を引きやすくするというのを考えまして、親しみやすい話題であります和食の方を最初に記述しております。

第1章以下につきましては、前回ご説明した構成案の枠組みで作成しております。

では、内容に入りたいと思います。

1ページ、トピックス1でございます。

「和食」の無形文化遺産登録を受けまして、我が国の「和食」の特徴と、また、ミラノ国際博覧会等、日本食文化を発信する好機である旨を記述しております。

また、下段では我が国の食生活が大きく変化する中、地域において食文化を保護・継承する取組を紹介しております。

また、2ページは農政改革に関することでございます。

昨年12月に決定されました農林水産業・地域の活力創造プランの全体像と、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直しといった大きな4つの改革について、概要を記述しております。

3ページからが食料関係の章でございます。

第1章「食料の安定供給の確保に向けた取組」でございます。

3ページでは、中長期的には国際的な食料需給の逼迫が懸念されること、また、下段では、先ほど話題になりました食料安全保障について、飼料用トウモロコシの調達先が多元化されていることや、途上国への農業投資の在り方について記述しております。

4ページでございますが、上段ではEPAやTPPといった農業交渉の状況について記述する予定でございます。

また、下の食料自給率、自給力につきましては、今まさに基本計画の策定の中で議論がございますために、本年度白書におきましては自給率の定義や自給力の考え方を記述するようにしております。

続きまして5ページは、食料消費の動向と食育の推進でございます。

食料消費におきましては、単身世帯、高齢世帯の増加に着目しております。高齢の単身世帯におきましては、飲料・酒類のほか、弁当や冷凍食品といった調理食品の消費支出が増加している傾向がございます。

また、食育につきましては、事例を中心に紹介しております。

6ページは、食品産業の動向と食の安全でございます。

食品産業では、国内市場が減少傾向にある中で、介護食品等新たなニーズと世界の食市場の取り込みが重要であるといったこと、また、下段の食の安全のところでは、GAPとHACCPの導入促進について記述しております。

続きまして7ページでございます。

上の動植物防疫では、農場HACCPの取組、また防疫関係の記述をしております。

また、下段では、昨年秋に発生しましたホテル等でのメニュー表示問題への対応等について記述しております。

8ページからは、農業の章になっております。第2章「強い農業の創造に向けた取組」

でございます。

8ページでは農業の構造改革の推進としまして、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地面積の増大といった課題と、農地中間管理機構の仕組みについて記述しております。

続きまして9ページでは、担い手の動向について記述しております。先ほども話に出ておりました基幹的農業従事者の高齢化といった点と、新規就農者の推移、また、女性の活躍としまして農業女子プロジェクトの紹介等をさせていただいております。

10ページでございます。

上段では農業生産基盤の整備状況、特に水利施設の老朽化等の問題について記述しております。

また、10ページ下段から12ページにかけては、農業の高付加価値化等の推進について記述しております。

10ページでは農林漁業の成長産業化ファンド、いわゆるA-FIVEの本格展開による6次化の推進、介護食品や薬用作物といった医療・福祉分野との連携の重要性について記述しております。

11ページでは、これも先ほどから議論になっております輸出の拡大について、5,500億円を超えたという数値等について記述しております。

また、その下では次世代型施設園芸の推進、また、農業界と経済界の連携、12ページでは新品種・新技術の開発・保護・普及について記述しております。

12ページの下段から14ページの上段にかけては、主要品目の生産動向を記述しております。これは例年白書で記述しているものでございますが、米、小麦・大豆、野菜・果実、畜産物につきまして、各品目のバランスに配慮しつつ、品目ごとの生産動向や経営状況、課題が明確になるように記述しております。

14ページの下段から15ページでは、研究・技術開発、エコファーマーの認定件数や有機JASほ場の面積の推移等について記述しております。

15ページの下段では、農業関連団体等について記述しております。

16ページからは第3章、農村の分野でございます。

こちらでは、まず農村人口の減少率が大きくなることについて、地図等を示しながら記述しております。一方で、農業・農村の多面的機能の重要性や、世界農業遺産について3カ所新規認定されたといった話題について記述しております。

続きまして17ページでは、鳥獣被害の現状と対策ということで、農村の課題、その下で

は中山間地域等直接支払、農地・水保全管理支払、環境保全型農業直接支援対策の現状と推移等について記述しております。

また、18ページにおきましては、再生可能エネルギー発電とバイオマス産業都市の構築の推進について記述しております。

下段につきましては、都市と農村の共生・対流の推進ということで、農林漁業における観光需要の開拓や子供の農村体験、あるいは農業分野での障害者雇用について記述しております。

続きまして、19ページでございます。こちらでは、都市農業の振興について記述しております。

都市農業につきましては、防災空間としての役割や「農」のある暮らしづくり、市民農園等の取組について、事例を交えて記述しております。

続いて20ページからは、「東日本大震災からの復旧・復興」でございます。

ここでは農地の復旧状況や先端的農業技術の大規模実証研究について記述しております。

また、21ページでは、原発事故の影響と復旧・復興に向けた取組としまして、セシウムの基準値を超過する割合が年々減少していることや、各国・地域の規制緩和・撤廃の動きについて記述しております。

また、最後の22ページでは、平成26年度に講ずる施策の構成案をお示ししております。

なお、白書の今後でございますけれども、本日のご議論を踏まえて本文案を作成しまして、次回、4月下旬の企画部会で最終的にご審議いただき、その後、5月下旬に国会提出、公表というスケジュールで進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、本日は、この白書の最後の震災復興に関連いたしまして、山内委員より生協の取組に関する資料をいただいております。資料9としてお手元にお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

○中嶋部会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○山内委員 資料9に掲載いただきましたが、生協の取組というよりも、震災復興を契機としまして生産者、流通、消費者、それからメーカーの共同の取組かつ6次産業化へ向けての一つの事例として紹介させていただきます。

これは、最初は宮城生協が持つておられた産直の協議会から始まったものですが、宮城の第1次産業と食産業の復興を目指して立ち上がられた「食のみやぎ復興ネットワー

ク」でございます。

現在は234の団体が参加されていますけれども、官事団体にJA全農みやぎ、漁業協同組合のJFみやぎ、それからみやぎ生協、そのほか仙台水産ですとか卸の関係の方も入っておられて、生産しつつ、かつ商品づくり、それから消費者への情報提供、販売を受け持っておられます。

今まで85品目できまして、34万人——というのは生協の組合員が宮城県内に70万人ほどおりますので、その約半分がご利用になったという情報をいただいております。

めくっていただきますと、具体的な事例をお載せしておりますが、非常に伝統的な宮城の作物であった仙台白菜を復活させて、生協が買いますということで農協さんに栽培していただいた。

菜種のほうは、塩害に強い菜種を岩沼のほうで生産いたしまして、油を絞ったりハチミツをつくったりドレッシングをつくっているということで、この取組についてはNHK、全農さんの農業賞をいただいたと聞いております。これについては、花を植えてからでき上がるまでに消費者もたくさん参加しておりまして、合計3万人の参加でつくり上げたという中身でございます。

ソバは、亘理のほうで除塩した、塩については除いた土地ですけれども、まだすぐ農業生産はしにくい土地についてソバをつくりたいというお申し出がありまして、では生協で買うからぜひつくってくださいということで、つくられました。結果、昨年、年越し蕎麦で6,500人ぐらいの方がご利用になったという取組です。

このように、震災をきっかけに協働の取組ができるということ、それがまた地域を元気にし、お互いの理解を高めている事例としてご紹介いたしました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○伊藤委員 骨子案というコンテンツの話ではないんですけれども、委員に就任したときに昨年の白書をお送りいただきまして、今日、来る前に見ましたが、正直に言って白書を見るのは学生時代以来で、カラーになり、写真が入り、コラムが入りで本当に読みやすくなっている。先ほどお話があったとおりの読物としてもということはあるのかなと思いますけれども、ただ、これをどういう方が手にとるのかなということ、やはり当然、興味があって調べることがあるかと思えます。

中身を拝見すると用語の解説がきちっとあって、それもすごく親切だと思うんですけれども、ぜひもう一つ加えたらいいと思うのは、索引です。恐らくこれは調べる方が、もち

ろん目次にもかなりありますけれども、特定のワードで索引できるページを設けられた方がいいのかなと思いますし、もっと言えば、PDFでホームページに張られていますけれども、この中でももしワード検索ができるようになれば、より有効性が増すのかなと思いますので、意見として申し上げます。

○中嶋部会長 何人かまとめてご意見、ご質問をいただきたいと思います。

○松本委員 15ページに関連団体という記述があるんですが、本年は農林水産省として農政の4大改革ということで出しておられる中で、その政策の改革等を現場にどうつなげるかといったときに、いろいろなルートがあるんですけれども、やはり一番太いところは地方自治体ということにならざるを得ないんですね、現実にも。その場合に、よく歩いておりまして聞くんですけれども、かつてのような地方自治体に比べ、特に農政部局といえますか、個別な話なんですけれども、大変マンパワーが低下してきている。さらには地方財政の厳しい中で政策予算も減少している。国の農林水産予算は今年は伸びる、こういう国会審議でありましたけれども、現場はなかなかそうではないという大変難しい話を聞くので、国民の皆さんへ政策の枠組みとかそういうものをPRする、あるいは知っていただく白書でありますから、ぜひそういう地方自治体、1,700余の地方自治体でどんな政策遂行上の実態にあるのか、こういうこともきちんと明らかになさったほうがいいのではないかと思います。

そういうところの一番のルートが何か大変厳しい状況にあるんだけれども、政策は何で進まないんだというような、少し実態と乖離した理解が進んでしまうのはよろしくないもので、そういうことも白書ではきちんと書き込んだほうがいいのではないかと、そういう感想を持ちました。

○小林委員 項目としてはカバーされているんですけれども、新しいフェーズに入るぞというような意気込みも込めて提案したいのは、やはり新しい技術というんでしょうか、農業生産技術の話をもう少し膨らませてもらって、世界先端のこんなことを今やっているよ、ぜひそういう問いかけを皆さんにするためにも、何かこういうものをもうちよつと膨らませてほしいなと思います。

もう一つは、やはり日本全体がグローバル、グローバルという流れの中で、当然ここに貿易交渉の項目があるんですけれども、それに対してどんな対応をしていくんだとか、書ける書けないはあると思いますけれども、要はもうグローバルに向かって舵を切ったよというような、何かそういう強い思いがここに入ったらいいなと個人的には思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、4名の方からご意見いただきましたので、ここでご返答をいただければと思います。

○政策課情報分析室長 貴重なご意見ありがとうございます。

山内委員にご紹介いただきました事例につきましては、どのような形でご紹介できるか、ぜひ検討させていただきたいと思います。

また、伊藤委員から索引ということで、読みやすいように工夫させていただければと考えております。

松本委員からございました地方自治体の現状につきましても、かつてもいろいろそういった分析をしたことがございますので、そのフォローアップではございませんが、現状について、どういったマンパワーがあるのか、財政状況等を含めて分析できればと考えております。

小林委員からいただきました新しい技術、ぜひ明るい話もいろいろ盛り込みたいと思いますので、できるだけ膨らませて書きたいと思います。

貿易交渉につきましては、書ける範囲にはなりますけれども、できるだけちゃんとした対応を書き込みたいと考えております。

○中嶋部会長 それでは、再びご意見いただきたいと思います。

○生源寺委員 白書としては、ぜひ事実あるいは客観的な証拠に基づいた記述というトーンを維持していただきたいと思います。

それと、ボリュームを圧縮するということでした。これもぜひ、読みやすいということとつながると思いますので、よろしくお願いします。

事前にざっと資料に目を通して、一、二コメントさせていただきます。

1つは、和食の無形文化遺産登録のことで、これ自体は本当に喜ばしいことなんですけれども、この中でちょっと気になるのは、「栄養バランスにすぐれた健康的な食生活である」という部分で、和食をどう定義するか。和食にもいろいろあると思いますので、和食＝栄養バランスにすぐれたと言ってしまうことがいいかどうか。たしか1980年頃の日本の食事がPFCバランスでは非常にいいという評価だったと思います。その当時、既に肉とか油とか、こういったものはかなり摂取した日本型の食生活ということだったと思います。これはもう和食というより「和食プラスα」だったと思います。ですから「栄養バランスにすぐれた」と言い切ってしまうのはどうかなという気が、ちょっといたしました。

こういった問題は、ある意味では商売に使うとか、いろいろな思惑が飛び交うようなと

ころもありますので、少しお気をつけいただいたほうがいいのかという気がします。

それともう一つ、自給率について、今日は議題2のところではいろいろ議論になりましたけれども、この15年ほど40%で横ばいですが、もし余裕があれば、実は分母の、食べ方のほうは小さくなっているわけですね。供給熱量も1人当たりでは小さくなっているわけですね。これがいいかどうかということはありますけれども、そういう意味では平成に入って、特に平成の半ば以降の横ばいというのは、実は農業あるいは漁獲高の縮小を伴った横ばいである。これは先ほどの私の、分母と分子それぞれについてきちんと見るべきだということにつながる話ですが、もし余裕があればそういった分析的なところに少し踏み込んでいただければいいかなと思います。

○藤井（千）委員 9ページに農業女子プロジェクトというのがありますが、これはまだ始まったばかりですよ。白書には女性の活躍をたくさん入れてほしいので、この始まったばかりのプロジェクトももちろんいいんですけども、長年にわたって実績を挙げておられる女性のグループというか、女性リーダーがいらっしゃると思いますので、そういう人、団体を取り上げてもらいたいと思います。

○藤井（雄）委員 先ほどの要望とつながるんですが、食料安全保障について、不測の事態についての国民の不安がこれだけ高いわけですから、それについて、食料をどのように安定供給するかという視点で「どこまで取組が進んでいる」とか「こういうケースの場合はこのように対応できる」といったようなところ、そういった項目をつくって対応に対する認知をしっかりと広めていくべきではないかと思います。

○三石委員 1つは、全体をつくった後にもし余裕があれば、今後の検討課題としても構いませんが、この白書の内容を中学生、高校生向けにちゃんとわかるようなパンフレットなりダイジェスト版なりが出てくると、日本が置かれた食料・農業・農村の状況がすごくわかりやすくなるのではないかと思います。

2点目は、6ページに「食品産業の動向」とあるんですが、この中で、四角の一番下に「食品ロス削減量等の効果を測定」とあります。これは正確に言えば、ロスと廃棄をしっかりと書いておかなければいけない。つまり、食品ロスはどのくらいで食品の廃棄がどのくらいなのかがわかるようにしないと、クロストウにすると非常にわかりにくくなってしまっているのではないかと。例えば、実際に起こっているのはロスなのか廃棄なのか、こういったところも見ていけたらいいのではないかと思います。

それから4ページのところで、私も含めて何人か食料自給力という話をしていましたの

で、これも最後、レイアウトのような話になってくるんですが、ここで見ている食料自給力の考え方が、こう見てくるとどうも自給力というのは附属のような形に見えてしまうので、本来であれば我が国の食料自給力の考え方を置いて、その中で「自給率はこうですよ」みたいなことになってくる。そのような構成のほうがよいのではないかという気がいたします。

ただ、時間的な問題だとか内容の制限もあるかと思しますので、そこら辺は皆さんの意見等を踏まえて再検討していただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、4名の方からご意見、ご質問をいただきましたので、ここでまたお答えいただけますでしょうか。

○政策課情報分析室長 まず、生源寺委員からいただきましたご意見、当然客観的事実に基づいて書くということと、ボリュームにつきましては、できるだけ読みやすくということを考えながら考えていきたいと思っております。

三石委員から中学生・高校生向けというお話をいただきましたけれども、その件につきましてもぜひ、ホームページ等手段もいろいろ考えながら、より広い範囲で読んでいただけるような形を考えたいと思っております。

○政策課長 生源寺委員から、和食についてコメントをいただきました。「栄養バランスにすぐれた健康的な食生活」と言い切っているのかという点でございますが、1ページの四角に4つ掲げているものは、日本国政府、農林水産省と文化庁が共同で「和食」をユネスコの無形文化遺産に登録申請したとき、申請書に記載したものでございまして、その評価につきましてはいろいろな見方があると思っておりますけれども、ご理解いただければと思います。

○食料安全保障課長 生源寺委員からお話がありました、自給率の平成の横ばいは分母のほうに寄与している面があるのではないかという点につきましては、ちょっと分析させていただきたいと思っております。

それから、藤井雄一郎委員からございました安定供給の視点をPRすべきというのは、まさにおっしゃるとおりで、我々、先ほどの課題にも認知度が低いということがありましたので、白書でも書いていきたいと思っております。

三石委員の自給力のレイアウト、位置関係も含めてですね、ちょっと書き方を工夫させていただきたいと思っております。

○政策課情報分析室長 女性のプログラムですけれども、今、こちらの骨子案ではスペースの都合もあって新しい動きを書かせていただきましたけれども、本編ではぜひもっといろいろ、これまで頑張ってきていただいた方とかいろいろな視点で女性の課題についても取り上げたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続いてまたご意見をちょうだいしたいと思いますますが、いかがでしょうか。

○香高委員 5ページの「食料消費をめぐる動き」のところで65歳以上の単身世帯の消費が増えている項目が出ています。これは本文で書かれることを期待しながらの発言ですけれども、例えば加工食品、調理食品として具体的にどういうものが統計の中に含まれていて、何が伸びているのか。一般の人からすると、この2つの違いがなかなかわかりにくいので、その辺を書き込むようお願いできればと思います。

それから、確かに簡便な食事なんだと思いますが、飲料とかお酒が増えていると。このあたりの分析ももし白書に盛り込めるのであれば、伸びが大きいだけに何か将来の生産の示唆あるいは最近の食事あるいは消費の動向の一つの特徴になるかと思っておりますので、この辺の分析も詳細にお願いできればと思います。

それから、今回の白書で非常に注目されるだろうと思われるトピックスの1つとして、食品の表示があります。実際に現行の食品表示の例は書かれているんですが、どう変えましたというところが非常に定性的な表記になっております。まだ議論の最中のものもあるかと思っておりますけれども、実際にこの白書が出るまで若干時間がありますので、今回、不審を抱いてしまった国民に対して、「どう変わったんです」ということがより具体的にわかる記述にしたほうが頭にスッと入ってくるのではないかと思います。

○中嶋部会長 他にいかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

あと私からちょっとお聞きしたいのは、まさに今、この部会で基本計画の見直しをして、いろいろな作業の結果が出てきていると思うんですが、それを白書にどのぐらい反映させるかも1つ課題ではないかと思うんですね。つまり、基本計画が出る前にいろいろ国民に情報を出すいいチャンスではないかと思うので、そこら辺のある種、整合性と、それから情報を出していく戦略性みたいなものを少しご考慮いただければと思っております。

今、香高委員からご意見がございましたので、もしよろしければお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○政策課情報分析室長 香高委員から、食料消費のところで調理食品と加工食品、こちら

が増えているというところでございますが、中身についてぜひ書きたいと思っております。

ちなみに、調理食品については家計調査の定義がございまして、定義自体は「工業的加工以外の、一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部または一部を行った食品」ということで、冷凍調理食品とかレトルト食品など、すぐ食べられるようなもの、弁当とかおにぎりとか、そういったものになっております。

ここでは「加工食品」とまとめておりますけれども、実はこれは白書独自の定義になってございまして、要は、調理食品、生鮮食品、外食、飲料・酒類を除いたものを加工食品としてまとめております。ですからパンとか麺類とか小麦粉とか、そういったものがこちらに入ってくるという形でございます。

こちらが10年前と比較して増えているもので、飲料・お酒の類が増えているというところ、ちょっとどこまでできるかわかりませんが、その中身も見て、書けるところまで分析を進められればと思います。

○消費・安全局審議官 表示についてご指摘いただきました。ありがとうございます。

現在、消費者庁を中心といたしまして、景品法のガイドラインの作成等、こういった検討が進んでいるところでございまして、そういう進捗状況も見ながら、できるだけわかりやすい、そういった形にしていきたいと思っております。

○政策課情報分析室長 中嶋部会長からお話がございました。今回の基本計画の議論の中でいろいろ出てまいります資料につきましても、白書に間に合えば、取り込めるものはぜひ最新のものを取り込んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

他に、よろしゅうございますでしょうか。

ただいま委員の皆様からは大変貴重なご意見をちょうだいいたしました。これらの意見を踏まえながら白書の作成をお願いしたいと思います。

それでは、議題3はこれで終了させていただきます。

続きまして議題4、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づく数量単価の改正についてです。

これにつきまして事務局からご説明いただき、続いて皆様のご意見を伺いたいと思っております。

○経営政策課長 経営局の経営政策課長でございます。

資料7-1「畑作物の直接支払交付金の数量単価の改正について」をご覧ください。

1 ページに経営所得安定対策の全体像が載っておりますが、これにつきましては平成19年から実施しております担い手農家に対しての直接支払の中で、畑作物の直接支払交付金。諸外国との生産条件の格差によってコスト割れをしているものについて支払いをするものですが、その交付単価について、数量払い、面積払いとも交付単価を定めるとき、改定するときには当審議会のご意見をいただくことになっておりますので、今回、諮らせていただくものでございます。

交付単価につきましては、この赤字のところでは小麦、二条大麦ほか大豆ですとかてん菜ですとか、それぞれ基準数量当たりの単価が書かれてございます。この単価の積算の考え方につきましては、2 ページにございまして、基本的にコスト割れを見ることになっておりまして、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を求めることとなります。このため10アール当たりの生産費、これだと数量当たりの生産費になりませんので直近の平均単収で割りますと単位数量当たりのコストが出てまいりますので、それから販売価格、これも最近の中の5中3のところの数字をとりまして、それを引くことによって単位数量当たりのコスト割れの計算が出てくる、そういう積算になっております。

この計算式に基づきまして、下にありますけれども、小麦、二条大麦、次のページで六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜、4 ページにでん粉原料用ばれいしょ、このように計算されるというルール化をしたというのが平成19年の一番大きな直し方ではございました。

因みに、参考のところには、平成23年に制定しましたものと今回直そうと思っているものの交付単価の一覧がございまして、麦類は交付単価が若干下がっておりますが、これはコストというよりも販売価格が、リーマンショック等がありまして世界的に穀物価格が上がっていることを反映いたしまして、コストと販売価格の間がかなり狭くなったということを反映して、交付単価のほうが少し小さくなっている。一方、てん菜ですとかでん粉原料用ばれいしょは、防除費ですとか肥料代もかなり高くなっておりまして、そういったことを反映しまして交付単価が少し多くなっております。

とにかくルールをしっかりと決めて、それに基づいて計算して交付単価を出していくということを定着させるためにこういうことをやっておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

5 ページ以降は、先ほどそのようにして求めました平均的な交付単価に対して、品質格差というものを設けております。これは麦、大豆等地域間、農業者間で品質格差がかなり大きいので、より品質の高いものについては単価を少し上げるようにしております。これ

については過去からいろいろな経緯があって、品質間格差、実際に流通での実態等を踏まえて設定しているものでございますが、今回は格差自体は見直さず、品質の差があるものについてはより単価が高くなるように、そういう設定を行ったところでございます。

資料7-2をご覧ください。

それをまとめたものがこの単価の改定表になりまして、本日ご意見をいただいた後、告示として年度内に制定したいと考えております。

○中嶋部会長 ただいまの事務局のご説明につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

○生源寺委員 今回の改正の対象は畑作物ということで、そういう意味ではそれほど大きな仕組みの変更にはならないんだらうと思うんですね。面積払いと数量払いということで。これ自体は特に私、異論があるわけではないんですけれども、お米については、これはもともと法律は2006年ですね。その後いろいろな経緯があって、今もこの法律がカバーしない形で動いていると考えてよろしいでしょうか。

○経営政策課長 おっしゃるとおりでございますが、畑作物のゲタ対策というのは諸外国との生産条件の格差があり、それによって国境措置による不利が生じている作物となっております。お米につきましては、主食用米では高い関税措置が行われておりまして、諸外国の影響がない状態の中で形成される価格なので、それについては直接支払のゲタの対象にしないというのが法律上の考え方でございます。

その後あの1万5,000円が入ってきたんですが、あれは予算措置でやっておりますので、実はこの法律に関係なくやっているということでございます。

○生源寺委員 ナラシについてはどういう格好になるのでしょうか。お米については。

○経営政策課長 ナラシにつきましては実は交付単価ではなくて、毎年毎年の地域の中の販売価格、それから生産面積で、その人ごとにどういうものをつくるかによって毎年毎年その人が得られるであろう標準的な収入が出てきますので、一個一個のところはこのように交付単価を決める必要がない。ですから、交付単価を決めない形での立て付けになっております。

○生源寺委員 まだ十分理解していないかと思っておりますけれども、ここで終わりにしたいと思っておりますけれども、実は畑作物も、当初と、それから多分2011年以降で仕組みが変わっていると思っております。それからお米については今、おっしゃったような形で変化していて、それはそれで、それぞれに背景があってそういうことになったわけですがけれども、そういう

仕組みが変わる、場合によると単価が変わる、これが農業経営者の意思決定にどういう影響を与えるか。意思決定をした後、制度の変化によって予定外のことが起きることが結構あると思いますので、その辺のところは、これは経営を育てることが眼目の政策だと思えますので、ご留意いただければと思います。中身についてどうのこうのということではありません。

○中嶋部会長 ほかにご意見、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づく数量単価の改正について、事務局からのご説明に対してはご異議なしということで、本部会の意見としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは今後、事務局におきましては必要な手続を進めていただきたいと思います。

それでは、これで議題4は終了いたします。

続きまして議題5、有機農業の推進に関する基本的な方針(案)についてです。

まず、有機農業の推進に関する小委員会、蔦谷座長から、小委員会が取りまとめた基本方針案についてご説明いただき、それについて委員の皆様方からご意見をいただき、そして議決したいと考えております。

それでは、お願いいたします。

○蔦谷座長(有機農業の推進に関する小委員会) 小委員会座長の蔦谷でございます。

小委員会における審議の経緯についてご説明させていただきます。

有機農業の推進に関する基本的な方針につきまして、企画部会のもとに有機農業の推進に関する小委員会が設置されたわけでございます。8月以降、現地調査も含めて計4回開催して調査、審議してまいりまして、先月、基本方針案を取りまとめました。

今回、2回目の基本方針となるわけでありまして、初めて有機農業の拡大目標を具体的に定めたというのが大きい特徴だろうと思います。おおむね5年後までに現状を倍増させる、このために各般の施策を展開するとしているわけでございます。

もう一つ、ここで座長としての認識をちょっとだけ披瀝させていただきたいと思いますけれども、基本的に、今回が2回目ということも含めて、有機農業の第2ステージに位置し始めているのではないだろうか、ステップアップするステージに来ているのではないかと

ということでもあります。

1回目は、基本的に有機農業の助走期間、まず認知を得る、あるいは技術を蓄積していくということだったわけでありましてけれども、第2ステージとして改めて地域農業の中で具体的に取り組んでいく、もっと言えば地域農業の一角として有機農業の位置づけができるような、そういったことを一つの方向として定めたということでございます。

あわせて、消費者との関係等にも引き続き留意していくということで、差別化を図っていく、国内の需要についての支持を取り付けていく、そういったことの一つの柱として有機農業も位置づけられるのではないかと、こんな認識を持っているわけでございます。

それでは、有機農業の推進に考えうる基本的な方針の内容につきましては、事務局からご説明させていただきます。

○農業環境対策課長 事務局からご説明させていただきます。

資料8-1をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、ポンチ絵がございます。ただいま蔦谷座長から説明がありましたとおり、今回の一番大きなポイントは、おおむね5年後に面積シェアを倍増することを目標に掲げて取り組むというところでございます。これは右下のほうを見ていただきたいんですけども、我が国の有機農業の取組は、拡大はしてきております。過去5年で大体4割程度増えているわけでございますけれども、その面積が1万6千ヘクタールということで、全耕地面積の0.4%という水準に止まっているのが現状でございます。

一方、右側に書いてありますけれども、新規就農希望者の3割の方々が有機農業に関する就農を希望している。また一方で、消費者や流通加工業者につきましても一定の条件、価格とかいろいろあると思っておりますけれども、条件を整えば有機農産物の購入や取り扱いを増やしてもいいと考えている。そういうことを踏まえた潜在的な増加が見込まれるということもありまして、これを踏まえて、5年間でシェアを倍増するという目標に掲げて取り組んだらどうかという整理になっております。

この目標の達成のために、1つは、有機農業者等の支援として、特に新規就農者の方々が円滑に有機農業を開始できるように、就農相談はもとより先進的な有機農業者等による研修などの受け入れ態勢の支援等々をしていきたいと思っておりますし、また、生産の拡大にあわせて実需者等のニーズにこたえたロットの拡大、産地化、こういうものの推進のための支援をしていきたいと思っております。

2つ目は、流通・販売面の支援でございますけれども、最近eコマースの利用等々も

増えておりますので、そういうものとの連携、あるいは各種業界との連携による多様な販路の確保もしていく必要があるという認識でありますし、また、産消提携を初めとして取り組んでおりますけれども、今後は広域流通の拡大に向けても取り組んでいく必要があると思っております。有機JAS認証取得手続の簡素化等にも取り組んでまいりたいと思っております。

3つ目の技術開発につきましては、やはりどうしても有機農業は栽培技術的に難しいということもありまして、いろいろなことに取り組んでいろいろな技術開発をしておりますが、地域の気象や土壌特性等に適合した技術、地域ごとの技術確立をさらに支援していく必要があると思っております。

さらに4つ目としましては、消費者の理解の増進といたしまして、有機農業が持つ多様な機能にはどういうものがあるのか、あるいは有機JAS制度の表示ルール等の普及啓発、こういうものに取り組んでいきたいと思っております。

これらの取組により、平成26年度からの5年間で倍増するという目標を達成していきたいと考えております。

なお、本日はお手元に資料9（議題3、5関連）をお配りしておりますけれども、市川委員から意見が出されておりますので、あわせてご報告申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

なお、事務局からのコメントの際は、市川委員からのご意見に対してもあわせてお願いしたいと思います。

○山内委員 私もこの委員会に参加して審議を担った1人でございます。具体的に、今、ご説明ございましたように目標が設置されましたが、ヨーロッパ、韓国と比べてもまだ非常に低い段階で、この目標に向かってしっかり進むことと、具体的な方針が示されていきますので、進めていきたいと考えております。

基本計画全体で論議しております農業の担い手の問題でいいますと、新規就農を希望される方、全く畑違いのところから農業をやりたいということで参加される方の中には、有機農業で差別化して、しっかり農業に携わりたいという方がいらっしゃることもよくわかりましたので、今後の日本の農業を支える一つの方法としても、また環境負荷低減の一つの方法としても非常に重要だと思っておりますので、生産、技術、販売、流通、消費者理解において、各方面でしっかり支えていきたいですし、しかるべく政策を進めていただきたいと

考えてございます。

○三石委員 農業者、特に新規就農希望者の関心が高くて底固い需要がある、これは間違いないことだと思いますので、その次の段階として、では、こういう人たちはこれをどこで学べるのか、どこに行ったら本当に学べるのかを1度どこかで整理しておかれたらいいのではないかと思います。

例えば日本の大学、あるいは大学校の中でどこに行けばこれを正式に学べるのか。そうしないと、何となく各々が勝手にやっているというイメージを持たれる消費者も多いと思いますので、数値をちゃんと掲げて目標を達成するためには、正式に有機農業をやるならどこでどういうふうに学ばいいんだということを、先端的な農業者から学ぶのも一つの方法ですが、システム化されたものを今後はつくっていく必要があるのではないかと思います。

○中嶋部会長 他にいかがでございませうか。よろしいでしょうか。

それでは、市川委員も含めて3名の委員からご意見がございましたので、まとめてお答えください。

○農業環境対策課長 事務局から回答させていただきます。

まず市川委員からのご指摘、資料9に載せてありますけれども、1つは、有機農業を進める際に、科学的根拠を持ってしっかり進めてくださいということ。もう一点は、消費者の啓発に当たっては、有機農業もいいけれども慣行農業、農薬を使ってしっかりやる農業についても否定するようなことがないように、留意してくださいということでございます。

これにつきましては、有機農業については取り組まれている土地の気候や土壌の条件等を生かしながら、農業者が創意工夫を凝らして行っている例も多くて、現在、科学的には依然として未解明の部分がたくさんあるのも事実でございます。

また、有機農業は高度化、多様化している消費者の食料に対する需要に資するものであることから、このことが農薬使用を伴う慣行農産物や遺伝子組換え農産物等を否定するものであってはならないという認識は、我々十分持っておりますので、今後ともこうした点を踏まえて、有機農業に対して国民が誤解を生じないように、可能な限り客観的でわかりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

それから、山内委員からございましたお話は、この基本方針に基づいてしっかり頑張れということでございますので、我々しっかり頑張っていきたいと思っております。

三石委員からありました、新規就農希望者はどこで研修するのかということございま

す。これにつきましては、我々が実態を調べたところ、農業高校や農業者大学校でそういうカリキュラムを持って育成までやっているところは、ある1県だけでございます。基本的に、県の段階の農業者大学校等でやっているところはありませんでした。実際やっている1県についても、内容を聞いてみますと実際には先進農家に行ってもらい、そしてそこで半年一年研修してもらおうということでございまして、いろいろ調べてみましたが、やはり研修につきましては先進農家で受け入れるというのが今は大半なのが事実です。

そういうこともありまして、我々、今回の基本方針でもいろいろ情報収集、委員会の議論の中ではアドバイザー制度みたいなものを設けて、どんな人がどんなことをやっているか紹介する仕組みをつくったらどうかという話もありましたので、委員ご指摘のように、どこでどんな研修が受けられるのかといったことを整理していく方向で、今後、検討していきたいと思っております。

○中嶋部会長 貴重なご意見をたくさんいただきまして、感謝いたします。

それでは、平成25年7月25日付で農林水産大臣から諮問のありました有機農業の推進に関する基本的な方針について、事務局から説明のあった案のとおりご了承いただき、適当であるとの答申を行うことでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項及び第3項の規定により、私のほうで答申の手続を進めさせていただきます。

今後、事務局におきましては必要な手続を進めていただければと思っております。

以上で予定の議事は終了いたしました。まだご意見、ご質問を十分できなかった委員もいらっしゃるのではないかと思います。後日で結構でございます、事務局に文書やメールにてご意見等をお送りいただければと思っております。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 ありがとうございます。

次回の企画部会は4月下旬を予定しております。具体的な日程につきましては後日、文書にてご案内申し上げますことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、前回お話のございました現地視察の件につきましても、後日またご相談させていただきます。

○中嶋部会長 本日は大変長い時間になりましたけれども、どうもありがとうございます。

た。

これにて企画部会を閉会させていただきます。

16時50分 閉会